

級地制度の現状と課題・調査研究事業の経過報告

級地制度の概要

級地制度の目的

- 生活保護法第8条2項に基づき、地域における生活様式等による生活水準の差がみられる実態を踏まえ、最低限度の生活を保障する観点から、生活保護基準に地域差を設けているもの。

(生活保護法)

第8条 保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする。

2 前項の基準は、要保護者の年齢別、性別、世帯構成別、所在地域別その他保護の種類に応じて必要な事情を考慮した最低限度の生活の需要を満たすに十分なものであつて、且つ、これをこえないものでなければならない。

現行の級地間較差

- 現行の級地は、「1級地-1」から「3級地-2」までの6区分。
- 現行の生活扶助基準の各級地間の較差は、一般低所得世帯の消費実態を踏まえて設定。
- 平成25年8月及び平成30年10月の級地間較差の見直しは、社会保障審議会生活保護基準部会の検証結果を参考に設定。
- 平成30年10月の見直しにおいて、第1類費（個人的経費に相当する部分）と第2類費（世帯共通経費に相当する部分）別に各級地間の較差を設けることとした。

生活扶助基準(本体)の級地間較差		1級地-1	1級地-2	2級地-1	2級地-2	3級地-1	3級地-2
～平成25年7月(平成25年8月からの見直し前)		100.0	95.5	91.0	86.5	82.0	77.5
平成27年4月～(平成25年8月からの見直し(※1)終了後)		100.0	95.7	90.4	88.3	84.4	80.8
平成30年10月～(※2)	第1類費	100.0	97.2	91.7	91.7	86.2	82.6
	第2類費	100.0	96.1	96.1	96.1	96.1	96.1

※1 平成25年8月から平成27年4月まで3段階に分けて見直しを実施。

※2 平成30年10月から令和2年10月まで3段階に分けて見直しを実施予定。

現行の級地指定(昭和62年度～)

- 現行の級地の指定は、各市町村の1人当たり消費支出(回帰分析による理論値)等を勘案して、市町村ごとに級地を指定。

		1級地-1	1級地-2	2級地-1	2級地-2	3級地-1	3級地-2
市町村の例 ※ 東京都区部は1市として計上		東京都23区 横浜市 大阪市	札幌市 千葉市 福岡市	秋田市 静岡市 高知市	長岡市 三島市 佐世保市	弘前市 福知山市 今治市	結城市 篠山市 宇和島市
市町村数 (平成30年4月1日現在)	1,719 (100.0%)	58 (3.4%)	49 (2.9%)	121 (7.0%)	79 (4.6%)	557 (32.4%)	855 (49.7%)
被保護世帯数 (平成29年7月末日現在)	1,617,980 (100.0%)	649,996 (40.2%)	274,027 (16.9%)	318,965 (19.7%)	66,330 (4.1%)	206,114 (12.7%)	102,548 (6.3%)

昭和62年度の級地指定見直しの手法

○ 昭和62年度に行った現在の級地指定は、地域における生活水準の差は生活様式や物価差等によるもので、その差は消費に反映されているという考えに基づき、全国消費実態調査を基礎資料として設定している。

① 「全国消費実態調査」においては一部の町村が調査対象となっていないため、回帰分析により全市町村の1人当たり生活扶助相当消費支出額の「理論値」を算出。

【参考】昭和62年改定時の回帰方程式

$$Y = 17.992X_1 - 3,026.6X_2 + 40.459X_3 - 3,564.6$$

【目的変数】 : 1人当たり生活扶助相当消費支出額 (Y)

【説明変数1】 : 1人当たり課税対象所得 (X₁)

【説明変数2】 : 平均世帯人員 (X₂)

【説明変数3】 : 消費者物価地域差指数 (X₃) ※季節商品、家賃を除く

② 主成分分析により、各市町村の総合特性値（都市化度指標、大都市圏指標）を求め、①の理論値を補完。

「人口・世帯」「産業・職業」「所得」「物価」などの各種市町村別データから、主成分分析という分析手法により都市化の度合いを示す総合特性値を算出し、①の理論値を補完。

【補完方法】

①②のうちいずれか1つが上位枝番の範囲であれば上位枝番とし、いずれも下位枝番の範囲であれば下位枝番として見直し案を作成

③ 上記①②により作成した級地指定見直し案を基に、地方自治体からの意見を考慮して総合的に判断し、最終案とした。

昭和62年度の級地指定見直しの結果

1 見直しの内容

- 3級地制を維持しつつ、各級地を2区分し計6区分に細分化。
- 級地の最上位と最下位との較差を、平成3年度までの5年間で18%から22.5%に段階的に拡大。
- 6区分の各級地間の較差を、平成3年度までの5年間で9%から4.5%に段階的に縮小。
- 保障水準の急激な変化を緩和する観点から、各市町村の級地間移動は行わない。

2 見直し前後における級地別市町村数

	総数	1級地		2級地		3級地	
		1-1	1-2	2-1	2-2	3-1	3-2
昭和61年度	3,254	111		215		2,928	
昭和62年度	3,254	60	51	128	87	752	2,176

【参考】現行級地指定（昭和62年度改定）についての審議会意見

国民生活の変化等に対応した生活保護制度のあり方について（意見具申）（抄） [中央社会福祉審議会（昭和60年12月17日）]

1 級地制度のあり方

(1) 生活保護制度における級地区分は、各地域における生活水準からみた最低生活需要に即応すべく設定されているが、これは各地域の生活様式差及び物価差等による生活水準の差を踏まえ、所在地域別に基準を設定するという生活保護法第8条の基本原則に基づくものであり、現在、市（区）町村を単位に3級地制となっている。

今回、級地制度の基本的あり方について、総務庁家計調査をはじめとする各種データを総合的に分析、検討した結果、次のような所見を得た。

(2) 一般国民の生活水準は高度経済成長を背景として大幅に上昇し、それに伴って地域間の生活水準格差も昭和50年代前半までは平準化傾向で推移してきた。しかしながら、50年代後半以降の安定経済成長期においては、一般的には生活水準の急激な変化はみられないが、地域における生活様式の多様化の中で、現実には相当の格差がみられ、地域によっては一般世帯の消費実態と被保護世帯のそれとの間に均衡を欠くところも生じている。

(3) 本来、級地制度による各級地間の保障水準格差は、なだらかであるほど望ましいものであるが、今回の検討作業によりその方向にさらに近づくことが可能になったと考える。

(4) 今後の級地制度のあり方としては、各地域における一般世帯の生活実態との均衡を可能な限り確保するという見地から、現行1～3級地の最大地域格差（18%）を拡大するとともに、モータリゼーション及び情報伝達手段の発達等により国民の日常生活圏が拡大する傾向にあることから、現行級地区分を細分化し、隣接市（区）町村間で、より実態に則した指定を行う方向で検討すべきであるとの結論に達した。

また、級地の指定単位としては、地域の生活水準検討のための各種資料及び地方行政組織の現状から、原則としては、現行どおり市（区）町村を単位とせざるを得ない。さらに、級地制度は極めて地域的な問題でもあるので、その指定について各都道府県・指定都市等地方公共団体の意見を十分聴取する必要があることはいうまでもない。

なお、級地の見直しについては、被保護世帯の生活実態を考慮し、現行保障水準に急激な変化のないよう配慮する必要があること。

【参考】昭和62年度の級地指定見直しに用いた主な統計調査の概要

統計調査名	調査頻度	目的	調査実施範囲	調査対象
全国消費実態調査 （総務省）	5年おき	家計の収入・支出及び貯蓄・負債、耐久消費財、住宅・宅地などの家計資産を総合的に調査。全国及び地域別の世帯の消費・所得・資産に係る水準、構造、分布などを明らかにする。	（平成26年調査） 平成26年1月1日現在の全ての市（791市。東京都区部は1市とみなす）及び平成26年1月1日現在の929町村から212町村を選定	約56,400世帯 （うち単身は約4,700世帯）
市町村税課税状況等の調（総務省）	毎年	市町村税の納税義務者、税額の把握並びに税制改正の基礎資料とする。	全市町村	約5,500万人 （市町村税納税義務者全数）
国勢調査 （総務省）	5年おき	国内の人口・世帯の実態を把握し、各種行政施策その他の基礎資料を得る。	全国	約5,200万世帯（全世帯）
小売物価統計調査 （総務省）	○動向編 毎月 ○構造編 隔月	国民の消費生活において重要な商品の小売価格及びサービスの料金について調査し、毎月の動向及び地域別、事業所の形態別等の物価を明らかにする。	○動向編：全ての都道府県庁所在市、政令市を含む167市町村 ○構造編：全ての都道府県庁所在市を含む135市	○動向編 店舗・事業所：約27,000カ所 民営借家：約28,000カ所 旅館・ホテル：約320カ所 ○構造編 店舗：約3,000カ所

級地制度における課題

【第26回生活保護基準部会】（H28.10.28）（資料2より抜粋）

- 現行の級地指定については、
 - ・見直しから約30年が経過していること
 - ・いわゆる「平成の合併」等の市町村合併が行われたため、多くの市町村が広域化したこと等から、各地域の生活水準の実態と乖離している可能性がある。
- 前回の級地指定見直しの手法に関しては、
 - ・「1人当たり生活扶助相当消費支出額」を目的変数とした回帰分析を行っているが、地域の消費水準を把握する手法として現在も妥当なものか
 - ・「1人当たり生活扶助相当消費支出額」の理論値を算出するための説明変数として、「1人当たり課税対象所得」「平均世帯人員」及び「消費者物価地域差指数」を用いているが、当時と比べ、所得水準の地域差の拡大、世帯構成の変容、物価の地域差の縮小等が生じていることを踏まえ、現在の消費水準を算出する説明変数として妥当なものか
 - ・「1人当たり生活扶助相当消費支出額」の理論値の補完のあり方についても、社会・経済状況が変化していることから、補完の方法や補完に用いる指標が現在も妥当と言えるか等の課題があると考えられる。

（参考）平成25年1月18日生活保護基準部会報告書抜粋
「生活扶助の年齢区分や級地区分のあり方についても検討すべきとの意見があった。」



各地域において同一の生活水準を保障するために級地区分を設定していることから、昭和62年度以降見直されていない級地指定について、次期生活保護基準部会において検証し、見直す必要がある。

1. 基本となる考え方

最低限度の生活の保障の基礎をなす生活扶助基準における級地設定について、まず検討することとしてはどうか。その上で、今回の検証において、一般国民の消費水準との比較を中心に生活扶助基準の検証を行う方針であることから、生活水準の地域差についても、各地域の「消費水準の差」に着目して検証することとしてはどうか。

2. 消費水準を推定する地域の単位

現行の級地指定は市町村単位となっているが、実際の生活は行政区域にとらわれず営まれているとも考えられることから、どのような地域を単位として消費水準の地域差を推計するべきか検討する必要があるのではないかと。

3. 消費水準の地域差の推定方法 ①

昭和62年度の見直しの際は、全国消費実態調査は全市町村が調査対象となっていないことから、回帰分析により全市町村の消費水準の「理論値」を算出したところ。

今回の検証に当たり、回帰分析を用いるとした場合、どのようなデータを基に各地域における消費水準の理論値を算出するか検討する必要があるのではないかと。

4. 消費水準の地域差の推定方法 ②

昭和62年度の見直しにおいては、全国消費実態調査データに基づく回帰分析による消費水準の理論値では十分に表れない地域の生活水準の差を考慮する観点から、都市化の度合いを示す指標等を算出して理論値の補完材料としたところ。

今回の検証に当たっては、回帰分析による理論値を何らかのデータや方法を用いて補完する必要があるのか、また、そのデータや方法の具体的内容について検討する必要があるのではないかと。

5. 級地区分及び級地間較差の設定

上記により推定した消費水準の地域差を級地区分として具体化するためには、級地区分の階層数や各級地間の較差の程度について検討する必要があるのではないかと。また、合併等、地域の単位に変更が生じた場合等における級地指定の変更ルールについても検討する必要があるのではないかと。

6. 今後の検討の進め方

級地制度の在り方については

- ・これまで議論の蓄積が少なく、エビデンスが不足していること
- ・活用できる指標について、様々な地域単位や消費水準の地域差の推定方法を組み合わせて試行する必要があること

から、まずは、調査研究事業を実施すること等により、議論の基礎となるデータの整備や、消費水準の地域差を推定するための手法の候補を見出す作業を行うこととしてはどうか。

級地制度に関するこれまでの主な指摘

1 地域ごとの生活水準の違いをどのような指標・手法によって評価するか【基準部会・改革行程表・財政審】

【基準部会報告（平成29年12月14日）】（8ページ参照）

- 級地については、地域によって消費構造に違いがあると考えられるが、生活様式や環境の違いが全て消費支出に現れるものではなく、それらの違いを1つのデータによって把握することには限界がある。
- 今後、級地制度のあり方に関する検討に当たっては、級地指定の見直しだけでなく、どのような指標により地域別の生活水準の違いを評価することができるのか、生活水準の地域差の要因分析など、調査研究事業を速やかに開始した上で、今後も引き続き本部会において議論を重ねていく必要がある。

（参考）第26回基準部会（平成28年10月28日）における委員意見〔概要〕（9ページ参照）

- ・ 平均消費水準で見ると、高所得者が多く世帯人員が低い東京が突出してしまう。
- ・ 過疎地域や東京でも身近なところで消費財が買えない地域や、高齢化によって交通手段も限定されて縮んだ消費実態を級地に当てはめるかどうか問題。
- ・ 消費は最低生活だけに使われるのではなく、貧困の地域差が大きい中、市町村別の消費データを使うのは、市町村で同じ生活水準が享受されていることが前提。
- ・ 消費データをそのまま使うと地域間格差をそのまま複製してしまうので、全国消費実態調査を使うにしても限定的な費目だけを選ぶべき。
- ・ 生活様式と物価はかなり関係すると思うが、どの消費項目を見るかによる。
- ・ 世帯の消費水準だけでなく、マーケットや価格の有り様を入れて頂きたい。光熱水費のような必需品、携帯電話やネットなどに焦点を合わせてもらいたい。
- ・ 前回の回帰方程式について、どのぐらいの説明力があつたのか確認したい。
- ・ 地域の生活の構造を見ていくのは考え方としてはわかるが、技術的にどう算出するかは非常に大きな問題であり、相当慎重にしなければいけない。

【新経済・財政再生計画 改革工程表2019（令和元年12月19日 経済財政諮問会議決定）】（10ページ参照）

- 級地制度について、地域ごとの最低生活費を測るための適切な指標の検討を行い、速やかに抜本的な見直しを行う。

【財政制度等審議会資料（平成29年10月25日）】（13ページ参照）

- 級地制度について抜本的な見直しを行うとともに、定期的な見直しの対象としていくべきではないか。現在、級地別の生活扶助額は、級地ごとの消費支出額を基に算出しているが、消費支出額は収入の増加に応じて増加していく傾向が強く、あくまでも最低限度の生活の需要を満たす制度であるという趣旨を踏まえれば、例えば、物価の差による調整にとどめることを基本とすべき。

級地制度に関するこれまでの主な指摘

2 市町村合併などの影響から同一の級地区分内であっても消費実態に差が生じていることが懸念される【基準部会・財政審】

【基準部会報告（平成29年12月14日）】（8ページ参照）

○ これまでの市町村合併などの影響から、同一の級地区分内であっても消費実態に差が生じていることなども懸念される。

（参考）第26回基準部会（平成28年10月28日）における委員意見〔概要〕（9ページ参照）

- ・ 市町村合併の際には、上の級地に寄せており、そこでもまた乖離が生じているのではないか。
- ・ 合併前に限界集落だった地域が合併後に市になった例もあるが、合併後の市の中での消費実態はどうなっているのか。

【財政制度等審議会資料（平成28年10月27日）】（11ページ参照）

○ 級地区分についても検証・見直しを行うべき。平成の大合併に際して、消費実態の検証がないまま、上位の級地に区分されてきている。平成の大合併が一区切りした今こそ見直しを行うべき。

3 級地指定の単位について【基準部会】

【基準部会報告（平成29年12月14日）】

○ 現行の級地の区分設定については、市町村単位で設定されているが、実際の生活の営みが行政区域にとどまらないことを踏まえると、生活実態からみた圏域を検討していくことも考えられる。また、生活の圏域は、生活の拠点となる住まいと密接に関係することから、生活扶助基準だけでなく、住宅扶助基準においても同様の観点から区分設定の在り方を考えることが必要である。

【参考】級地制度に関する指摘（生活保護基準部会）

- 生活保護基準については、5年に1度の定期的な検証として、生活保護基準部会において、専門的・科学的見地から検証を行っている。
- 前回の基準検証においては、級地制度に関する検討も行ったところであるが、級地指定の見直しを含む級地制度のあり方については、今後も引き続き議論を重ねていく必要があるとの指摘がなされている。

【社会保障審議会生活保護基準部会 報告書（平成29年12月14日）】（抜粋）

- 級地については、地域によって消費構造に違いがあると考えられるが、生活様式や環境の違いが全て消費支出に現れるものではなく、それらの違いを1つのデータによって把握することには限界がある。また、これまでの市町村合併などの影響から、同一の級地区区内であっても消費実態に差が生じていることなども懸念される。
- このほか、現行の級地の区分設定については、市町村単位で設定されているが、実際の生活の営みが行政区域にとどまらないことを踏まえると、生活実態からみた圏域を検討していくことも考えられる。また、生活の圏域は、生活の拠点となる住まいと密接に関係することから、生活扶助基準だけでなく、住宅扶助基準においても同様の観点から区分設定の在り方を考えることが必要である。
- 今後、級地制度のあり方に関する検討に当たっては、級地指定の見直しだけでなく、どのような指標により地域別の生活水準の違いを評価することができるのか、生活水準の地域差の要因分析など、調査研究事業を速やかに開始した上で、今後も引き続き本部会において議論を重ねていく必要がある。

【参考】平成29年検証における級地制度に関する議論（第26回基準部会）

【基本的な考え方】

- 生活保護基準は下位10%層での水準均衡としてきたので、これを平均消費水準で見るとなると、高額所得者が多く世帯人員が低い東京が突出するがそのような議論ではないのでは。どこの水準をみたら良いか（岩田委員）
- 過疎地域や東京でも身近なところで消費財が買えない地域や、高齢化によって交通手段も限定されて縮んだ消費実態を級地に当てはめるかどうかの一つの大きな問題である（岩田委員）
- 全体経済から言えば、地域差は縮んでいるはずだが、余り細かく生活実態を見て合わせるよりは、ある程度そろえるというものが必要（岩田委員）
- 各地域における最低生活を営む上で必要な経費の差を検証するのであれば、消費は必ずしも最低生活だけに使われているのではなく、貧困の地域差が大きい中で、市町村別の消費データを使うのは、市町村レベルで同じ生活水準が享受されていることが前提になり、そもそも成り立たないのではないか（阿部委員）
- 最低生活を営むためにこの地域に必要なものは何かということマ・バみたいな観点で論じなければいけない。消費のデータをそのまま使うと、地域格差をそのまま複製してしまうので、消費実態調査を使うにしても限定的な費目だけを選んでやるべき（阿部委員）
- 30年も経っているので、見直す必要はあるが、最終的に級地に落とすのは、えいやというところがあると思う。最低生活を保障するような中身はむしろバリエーションが大きくなっている可能性もあるので、全体的な消費だけでなく、もう少し細かいところまで見る必要がある（小塩委員）
- 最低生活を表すような統計データが市町村単位でとれるのか。実際のところ、データの制約はとても大きいと思う（山田委員）
- 地域の生活の構造を見ていく考え方としてはわかるが、技術的にどう算出するかは非常に大きな問題であり、相当慎重にしなければいけない（岡部委員）

【消費水準の地域差の推定方法・地域の単位】

- 前回の回帰方程式について、どのくらいの説明力があつたのか確認したいところ（駒村委員）
- 回帰分析によって全市町村の1人当たりの生活扶助の理論値を出して、主成分分析で理論地を補完したというが、本当に妥当なのか（栃本委員）
- 消費水準の差は、収入の差や世帯人員の差に影響されるので、そこを工夫しないとイケない（岩田委員）
- 前は世帯人員でコントロールしたが、高齢化率にも差がある（阿部委員）
- 世帯類型や年齢によって消費性向が異なるのではないかと（栃本委員）
- 地方では集積率が悪く、価格設定を高くしている可能性もある（駒村委員）
- 買い物圏の問題は地理的データでできるのか、あるいは簡単に車で行ける人と行けない人をどう考えるのか等いろいろな問題が出てくる（駒村委員）
- 貨幣が非常に重要な役割を占めるところとそうでないところがあることを考える必要がある（栃本委員）
- 生活様式と物価はかなり関係すると思うが、どの消費項目を見るかによる（岩田委員）
- 世帯の消費水準だけでなく、マーケットや価格の有り様を入れて頂きたい。光熱水費のような必需品や携帯電話とかネットなど焦点を合わせていただきたい（岩田委員）
- 実際の生活は行政区域にとらわれず営まれているとも考えられるとのことだが、1,000幾つの級地の形で行うことが妥当なのか（栃本委員）

【級地区分・級地間較差の設定】

- 前は各市町村の級地間移動は行っていないので、乖離が生じているのではないかと（山田委員）
- 市町村合併の際には、上の級地に寄せており、そこでもまた乖離が生じているのではないかと（山田委員）
- 合併前に限界集落だったところが、合併後に市になった例もあるが、合併後の市の中での消費実態はどうなっているのか（栃本委員）
- 昭和62年以降、25%の市町村が級地区分を上位に変更しているが、この妥当性は検証すべきである（栃本委員）
- 平成の大合併で級地間較差があると思うが、一方で級地内較差という問題も含んでおり、併せて慎重に検討する必要がある（岡部委員）

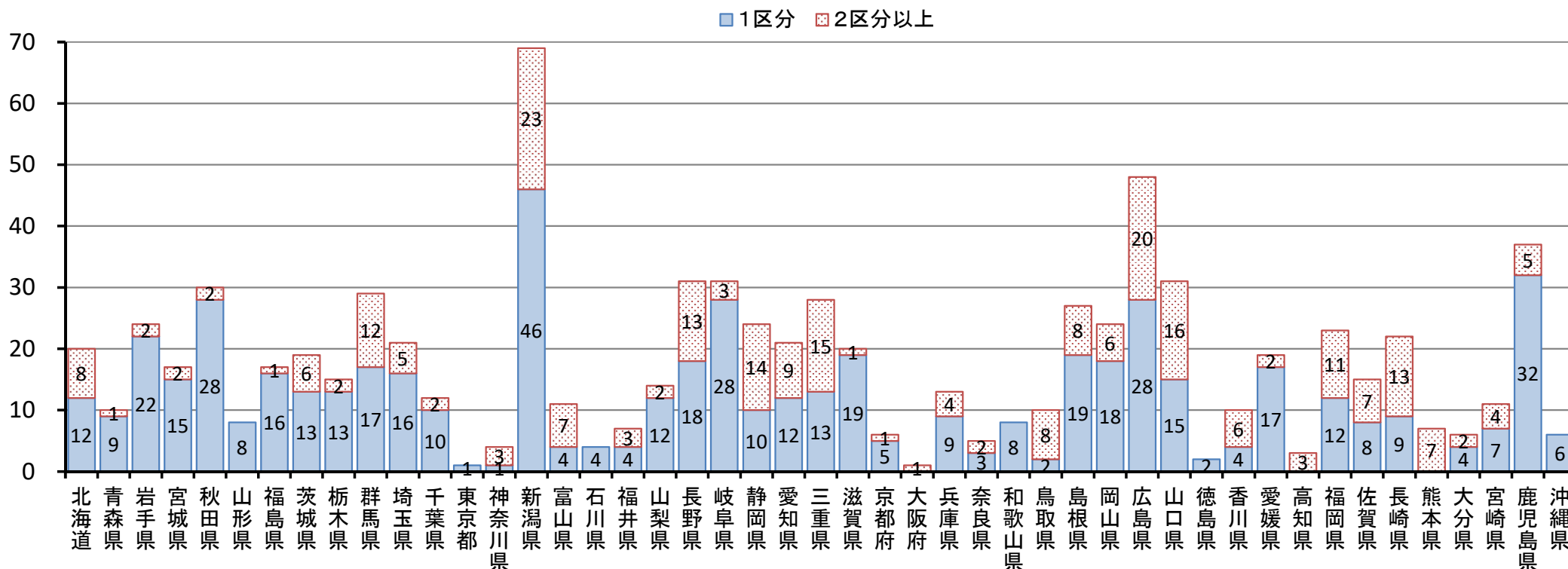
新経済・財政再生計画 改革工程表2019 〔第14回経済財政諮問会議決定（令和元年12月19日）〕

	取組事項/措置内容	実施年度			K P I	
		2020年度	2021年度	2022年度	第1階層	第2階層
再生計画の改革工程表の全44項目の着実な推進	④① 就労支援を通じた保護脱却の推進のためのインセンティブ付けの検討など自立支援に十分取り組む	生活保護からの就労・増収等を通じた脱却を促進するため、就労支援を着実に実施しつつ、各種制度について、効率的かつ効果的なものとなるよう、就労意欲の向上の観点等を踏まえて不断に見直し、生活保護制度の適正化を推進。 《厚生労働省》				○就労支援事業等に参加した者のうち、就労した者及び就労による収入が増加した者の割合【2021年度までに50%】
	④② 生活保護の適用ルールの実効かつ適正な運用、医療扶助をはじめとする生活保護制度の更なる適正化	<p>頻回受診等に係る適正受診指導の徹底、生活保護受給者に対する健康管理支援の実施等により、医療扶助の適正化を推進。頻回受診者に対する窓口負担について、頻回受診対策に向けた更なる取組の必要性、最低生活保障との両立の観点なども踏まえつつ、いわゆる償還払いの試行も含めた方策の在り方について検討する。</p> <p>生活保護受給者に対する健康管理支援の実施等に向けた必要な措置を講ずる。</p> <p>生活保護からの就労・増収等を通じた脱却を促進するため、就労支援を着実に実施しつつ、各種制度について、効率的かつ効果的なものとなるよう、就労意欲の向上の観点等を踏まえて不断に見直し、生活保護制度の適正化を推進。【再掲】</p> <p>級地制度について、地域ごとの最低生活費を測るための適切な指標の検討を行い、速やかに抜本的な見直しを行う。 《厚生労働省》</p>			<p>○就労支援事業等に参加可能な者の事業参加率【2021年度までに65%】</p> <p>○就労支援事業等に参加可能な者の事業参加率の自治体ごとの状況【見える化】</p> <p>○医療扶助の適正化に向けた自治体における後発医薬品使用促進計画の策定率【毎年度100%】</p> <p>○頻回受診対策を実施する自治体【毎年度100%】</p>	<p>○「その他の世帯」の就労率（就労者のいる世帯の割合）【2021年度までに45%】</p> <p>○就労支援事業等を通じた脱却率【見える化】</p> <p>○就労支援事業等に参加した者のうち、就労した者及び就労による収入が増加した者の割合の自治体ごとの状況【見える化】</p> <p>○「その他の世帯」の就労率等の自治体ごとの状況【見える化】</p> <p>○生活保護受給者の後発医薬品の使用割合【毎年度80%】</p> <p>○頻回受診者に対する適正受診指導による改善者数割合【2021年度において2017年度比2割以上の改善】</p>
	④③ 平成29年度の次期生活扶助基準の検証に合わせた年齢、世帯類型、地域実態等を踏まえた真に必要な保護の在り方や更なる自立促進のための施策等、制度全般について予断なく検討し、必要な見直し	<p>生活保護からの就労・増収等を通じた脱却を促進するため、就労支援を着実に実施しつつ、各種制度について、効率的かつ効果的なものとなるよう、就労意欲の向上の観点等を踏まえて不断に見直し、生活保護制度の適正化を推進。【再掲】</p> <p>級地制度について、地域ごとの最低生活費を測るための適切な指標の検討を行い、速やかに抜本的な見直しを行う。【再掲】 《厚生労働省》</p>				<p>○生活保護受給者一人当たり医療扶助の地域差【見える化】</p> <p>○後発医薬品の使用割合の地域差【見える化】</p>

○ 昭和62年度以降の市町村合併による各市町村の級地指定変更の状況をみると、昭和62年度時点の市町村のうち、約25%の市町村において級地指定区分の変更を行っている。

	昭和62年度時点の市町村総数	昭和62年度以降、級地指定区分の変更が無かった市町村数(市町村合併が行われなかった市町村を含む)	昭和62年度以降の市町村合併で級地指定区分が合併前より上位に変更となった市町村数		
			計	1区分	2区分以上
市町村数	3,253	2,432	821	559	262
構成割合	100.0%	74.8%	25.2%	17.2%	8.1%

昭和62年度以降市町村合併により級地指定が変更となった都道府県別市町村数



資料: 保護課調べ

級地制度に関する調査研究について

これまでの調査研究の概要

<平成29年度>

1 市町村別の消費支出の推計方法に関する検討

- 前回の級地指定の見直しの際に、市町村別1人あたり生活扶助相当消費支出額を推計するために使用した回帰方程式を再現し、その精度等を確認することにより、市町村別の消費支出の推計方法について検討。
- 消費水準の地域差と関連があるデータについて、地域別の消費支出との相関を確認することなどによって、当該データと消費支出の地域差との関連性の有無やその程度を分析するとともに、回帰分析等の手法を用いて、市町村別の消費支出を他のデータから推計する方法を検討。

2 消費水準の地域差の推計するための課題整理

- 上記の分析結果を踏まえ、市町村別の消費水準の理論値の推計するための今後の課題を整理。

<平成30年度>

1 消費支出等に関する地域差の現状分析（都道府県別・市町村別の分析）

- 一般世帯（全世帯・低所得世帯）における消費支出等を分析し、人口規模別・級地区別にみた地域差の状況を確認。
- エンゲル係数や固定的経費の支出割合が一定以上の世帯における消費支出等を分析し、人口規模別・級地区別にみた地域差の状況を確認。
- 生活保護世帯における消費支出等を分析し、級地区別にみた地域差の状況を確認。
- 物価に関して、小売物価統計調査（構造編）等のデータを用いて、地方別・都市規模別にみた地域差の状況を確認。

2 「市町村別1人あたり生活扶助相当支出」を推計する回帰式に関する検討

- 全国消費実態調査の個票データを用いて、昨年度の調査研究において行った回帰分析を再度行い、改めて回帰式を再現。
- 前年の調査研究の成果を踏まえ、説明変数のさらなる入れ替えを試みるとともに、エンゲル係数や固定的経費が一定以上の水準である世帯における1人あたり生活扶助相当支出を最低限度の調達コストの代理変数と見なし、これを被説明変数とした分析を実施。
- これらの検討によって得られた回帰式から推計される市町村別の消費支出の理論値と現行の級地区分との関係について比較検証を実施。

3 地域のグルーピング手法に関する検討

- 昨年の調査研究の成果を踏まえ、全国消費実態調査の個票データを用いて、各グループ間やグループ内における消費支出の差などを確認。

平成30年度調査研究において挙げられた回帰モデルやグルーピング手法については、令和2年度の調査研究の中で、有識者の意見を踏まえて再検討を行っている。

級地制度に関する調査研究の概要 [要約版]
(平成30年度)

級地制度に関する調査研究事業の概要

調査研究の目的

- 生活保護制度における級地指定の現状及び課題の分析を通じて、将来における級地制度の見直しに資するための基礎資料を得ることを目的とする。具体的には、昨年の調査研究の成果を踏まえながら、議論の基礎となるデータの整備、消費水準の地域差を推定するための手法の検討、級地制度の見直しに向けた課題の整理などを行う。

調査研究の主な項目

1 消費支出等に関する地域差の現状分析（都道府県別・市町村別の分析）

- 全世帯における消費支出等を分析し、人口規模別・級地区分別にみた地域差の状況を確認する
- 低所得世帯における消費支出等を分析し、人口規模別・級地区分別にみた地域差の状況を確認する。
- エンゲル係数や固定的経費の支出割合が一定以上の世帯における消費支出等を分析し、人口規模別・級地区分別にみた地域差の状況を確認。
- 物価に関して、小売物価統計調査（構造編）等のデータを用いて、地方別・都市規模別にみた地域差の状況を確認する。

2 生活保護世帯の消費支出に関する地域差の現状分析

- 社会保障生計調査（家計簿調査）の個票データを用いて、級地区分別の分析を行うことにより、級地による基準額の違いが実際の被保護世帯の消費支出に与える影響を確認する。

3 「市町村別1人当たり生活扶助相当支出」を推計する回帰式に関する検討

- 全国消費実態調査の個票データを用いて、昨年度の調査研究において行った回帰分析を再度行い、改めて回帰式を再現する。
- 昨年の調査研究の成果を踏まえ、説明変数のさらなる入れ替えを試みるとともに、エンゲル係数や固定的経費が一定以上の水準である世帯の1人当たり生活扶助相当支出を最低限度の調達コストの代理変数と見なし、これを被説明変数とした分析を実施する。
- これらの検討によって得られた回帰式から推計される市町村別の消費支出の理論値と現行の級地区分との関係について比較検証を行う。

4 地域のグルーピング手法に関する検討

- 昨年度の調査研究の成果を踏まえつつ、全国消費実態調査の個票データを用いて、各グループ間で消費支出の差が現れるか、グループ内で過度な消費支出の差やばらつきが生じていないか等を検証する。

委託業者

- みずほ情報総研株式会社

※ 本資料は、上記の調査研究報告に基づき、社会・援護局保護課において概要版として作成したものである。

1 消費支出等に関する地域差の現状分析

【消費支出に関する地域差の現状分析】

1 人口規模別（現行級地別）・世帯属性別（※）にみた生活扶助相当支出の状況（P17）

- 生活扶助相当支出の状況を世帯属性別にみると、いずれの世帯属性においても、人口規模の大きい都市部の自治体ほど生活扶助相当支出の額が高くなる傾向にあり、現行級地にもみても同様の傾向が見られる。

※ 全世帯・等価年収第1・五分位・エンゲル係数上位20%・固定的経費割合上位20%について分析を行った。

→ 分析課題：いずれの世帯属性も、人口規模の大きい都市部の自治体ほど所得が高いことが要因ではないか【分析結果：下記2参照】

2 世帯属性別にみた年収やエンゲル係数・固定的経費割合の相互関係（P18）

- 年収の状況を世帯属性別にみると、全世帯においては、人口規模の大きい都市部ほど年収が高い（一般的な見解と同じ）が、等価年収第1・五分位やエンゲル係数上位20%の世帯においては、必ずしもそのような状況になっていない。それにも関わらず、都市部では生活扶助相当支出額が高くなっていることから、所得の大小のみが消費支出の地域差の要因ではないと考えられる。

※ 参考：等価年収第1・五分位やエンゲル係数上位20%を回帰方程式の被説明変数とする場合の課題

- ・ 等価年収第1・五分位を被説明変数とする場合、回帰式の決定係数は低い（P29）
- ・ エンゲル係数上位20%を被説明変数とする場合、回帰式の決定係数は全世帯の次に高い（P29）が、人口規模による固定的経費割合の較差が大きい（一定の厚生水準が維持されていると言えるか）（P18）

- また、エンゲル係数上位20%の世帯では、人口規模の小さい自治体の固定的経費割合が高く、固定的経費上位20%の世帯では、人口規模の小さい自治体のエンゲル係数が高くなっている。

→ 分析課題：エンゲル係数と固定的経費割合について一方の指標を地域間で同程度に揃えた際、他方の指標にバラツキが生じるのは何故か【分析結果：下記3参照】

3 消費支出を揃えた場合のエンゲル係数と固定的経費割合との関係（P19）

- エンゲル係数・固定的経費割合の状況をこれらの指標の分母になる消費支出額を揃えた上（消費支出階級第1・五分位）で、人口規模別にみると、人口規模の小さい自治体では、エンゲル係数は低く、固定的経費割合は高い。
さらに、10大費目別の消費支出をみると、人口規模の小さい自治体は、食料、住居及び教養娯楽の支出割合が小さい（エンゲル係数が低い要因）一方で、光熱・水道及び交通通信の支出割合が大きく（固定的経費割合が高い要因）になっている。
- なお、人口規模の大きい自治体では、エンゲル係数及び固定的経費割合はともに高い。
10大費目別の消費支出をみると、食費・住居費の割合が大きく（エンゲル係数及び固定的経費割合が高い要因）になっている。

1 消費支出等に関する地域差の現状分析（続き）

4 等価年収別にみた人口規模別の生活扶助相当支出、エンゲル係数及び固定的経費割合の状況（P20）

- 人口規模別の生活扶助相当支出、エンゲル係数及び固定的経費割合を等価年収別にみると、いずれの集計においても、生活扶助相当支出の較差が最も大きく、収入階級を揃えている等価年収第1・五分位でみても、人口規模による生活扶助相当支出の較差が最も大きくなっている。

一方で、エンゲル係数や固定的経費については、いずれの収入階級でみても生活扶助相当支出の較差よりも小さくなっており、厚生水準という観点からみた場合の較差は比較的小さい。

また、年収階級第1～3・五分位、第1・五分位、第1・十分位については、人口規模の大きい都市部ほど年収が高くなってはならず、また、厚生水準にも比較的較差が小さいにも関わらず、都市部で生活扶助相当支出が高くなっていることから、所得の大小のみが消費支出の地域差の要因ではないと考えられる。

〔※ 参考：ただし、これらの年収階級の世帯を被説明変数とする場合、回帰方程式の決定係数はいずれも低いことが課題（P31）〕

- なお、全世帯の生活扶助相当支出の較差が大きい要因としては、人口の少ない自治体の指数が小さいことが要因と思われる。そこで10大費目別の消費支出をみると、教養娯楽（変動的経費）は、全世帯も含めて、どの収入階級でみても人口2.5万未満の指数が小さい一方、交通通信（固定的経費）は、いずれの収入階級も人口2.5万未満の指数が大きく、全世帯の指数よりも大きくなっている（固定的経費割合の較差が小さい要因）。

5 等価年収別にみた現行級地別の生活扶助相当支出、エンゲル係数及び 固定的経費割合の状況

- 現行級地別の生活扶助相当支出、エンゲル係数及び固定的経費割合を等価年収別にみても、人口規模別にみた場合の状況とほぼ同様の傾向になっている。

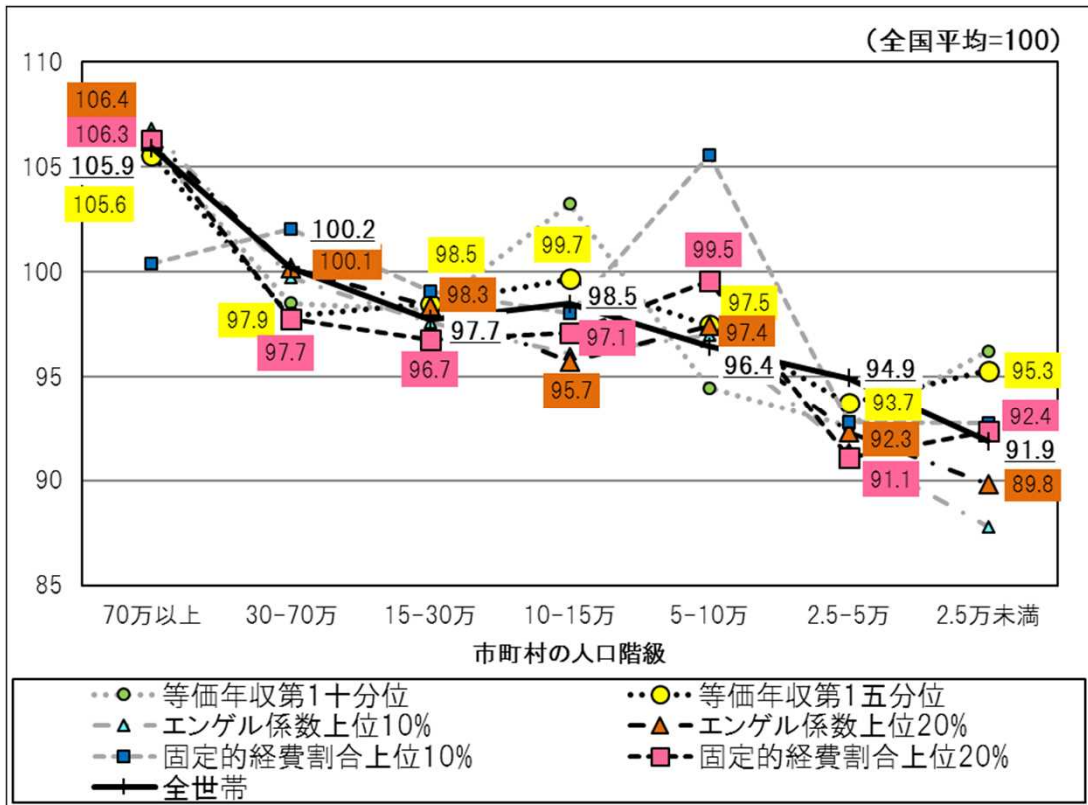
1 消費支出等に関する地域差の現状分析（続き）

【物価に関する地域差（都市規模別・地方別）の状況】（P21～22）

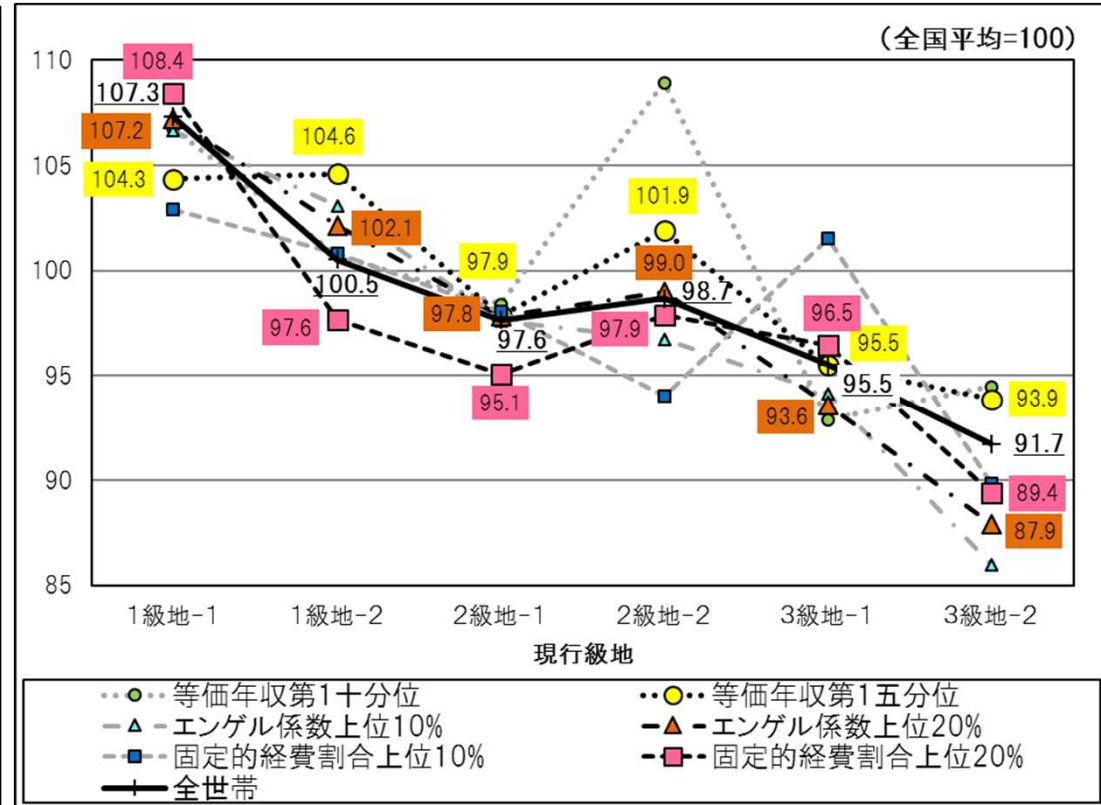
- 物価の地域差の状況を都市規模別にみると、全国物価統計調査のデータのある1992年～2007年にかけて、光熱・水道を除いた各費目と家賃を除く総合及び生活扶助相当支出は、概ね人口規模の大きな自治体であるほど物価が高いという傾向が続いてきた。特に、生活扶助相当支出については、各階級の指数が、ほぼ同水準で推移しており、少なくとも2007年までの時期において生活扶助相当支出の物価は人口規模の大きな市ほど安定的に高かったと考えられる（P21～22）。
- また、地方別や都道府県別にみると、家賃を除く総合や生活扶助相当支出の物価の地方別の地域差は、比較可能な1992～2007年、2013～2017年の両期間の中では大きな変動はみられない。このうち生活扶助相当支出については、概ね一貫して、北海道や関東で高く、九州や東海で低い傾向のまま推移している（P21）。
- 2013年以降については、都市規模別のデータがないものの、大半が大都市部で占められる都道府県（例：東京都）や、大都市のない県（例：宮崎県）も含めて、生活扶助相当支出の地域差指数が大きく変化した都道府県はないことを考えあわせると、都市部ほど高く、非都市部ほど安いという生活扶助相当支出の物価差は、近年においてもなお維持されている可能性が高い。
- また、個別費目の価格差の経年変化をみると、都市規模別の価格差は被服及び履物や家具・家事用品は拡大する傾向、教養娯楽は縮小する傾向。また、地方間の価格差については、交通・通信及び食料は1992～2007年にかけて縮小傾向（P22）。

1 消費支出等に関する地域差の現状分析

図表 市町村の人口階級別・世帯属性別 生活扶助相当支出



図表 市町村の現行級地別・世帯属性別 生活扶助相当支出



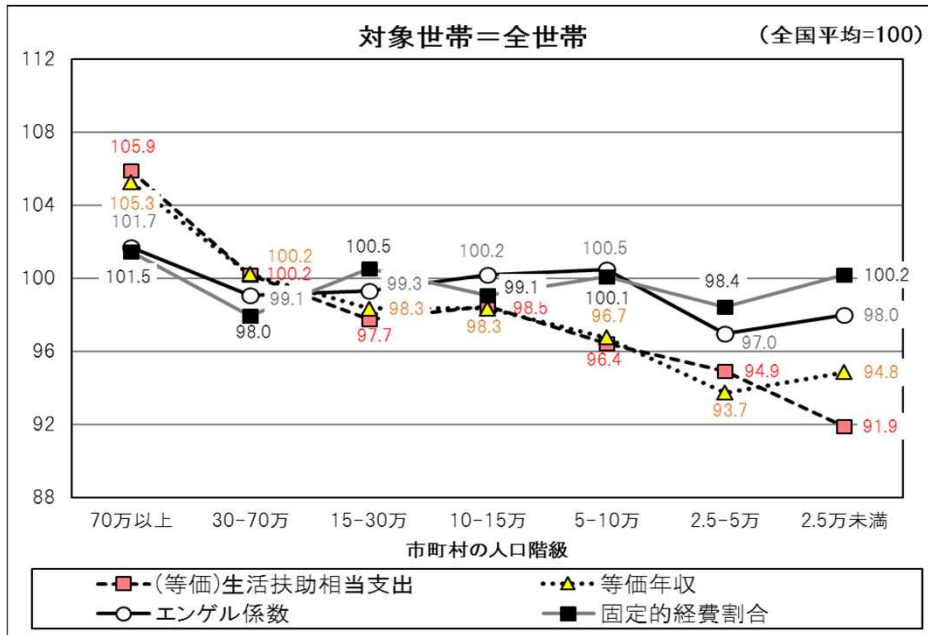
(参考) 各分位の閾値 (最大値)

項目	単位	各分位の最大値									
		第1十分位	第2十分位	第3十分位	第4十分位	第5十分位	第6十分位	第7十分位	第8十分位	第9十分位	第10十分位
等価年収	万円	146	192	228	262	300	346	400	480	611	8,165
等価消費支出	円/月	79,313	99,174	115,728	132,087	148,502	167,555	192,329	224,553	282,033	2,746,173
エンゲル係数	%	14.58	18.43	21.34	23.79	26.09	28.66	31.65	35.55	41.33	100.00
固定的経費割合	%	25.43	32.02	36.81	41.17	45.26	49.74	54.69	60.74	69.25	100.00

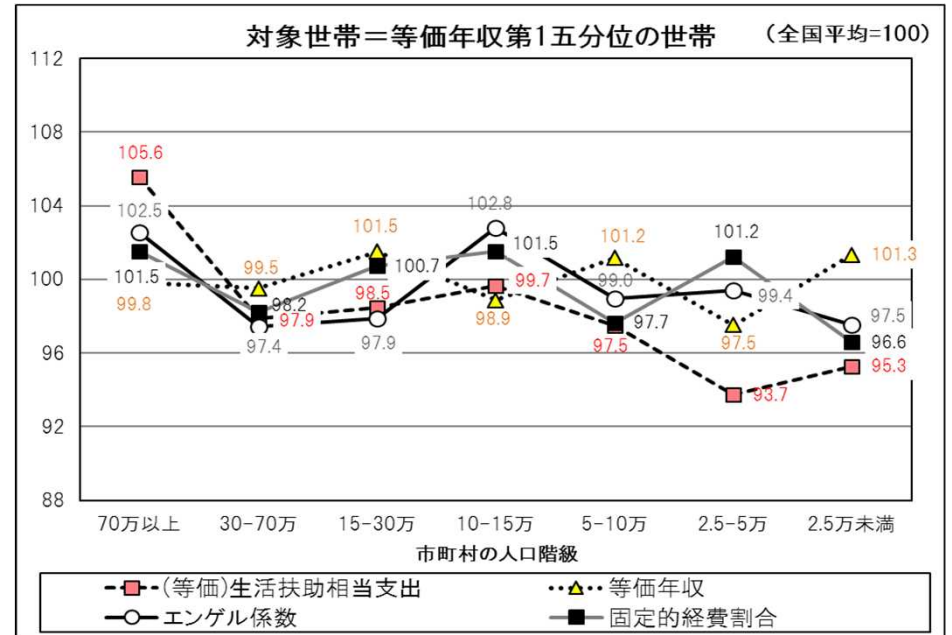
- …第1十分位、上位10%の抽出範囲
- …第1五分位、上位20%の抽出範囲
- …第1~3五分位、上位60%の抽出範囲

1 消費支出等に関する地域差の現状分析

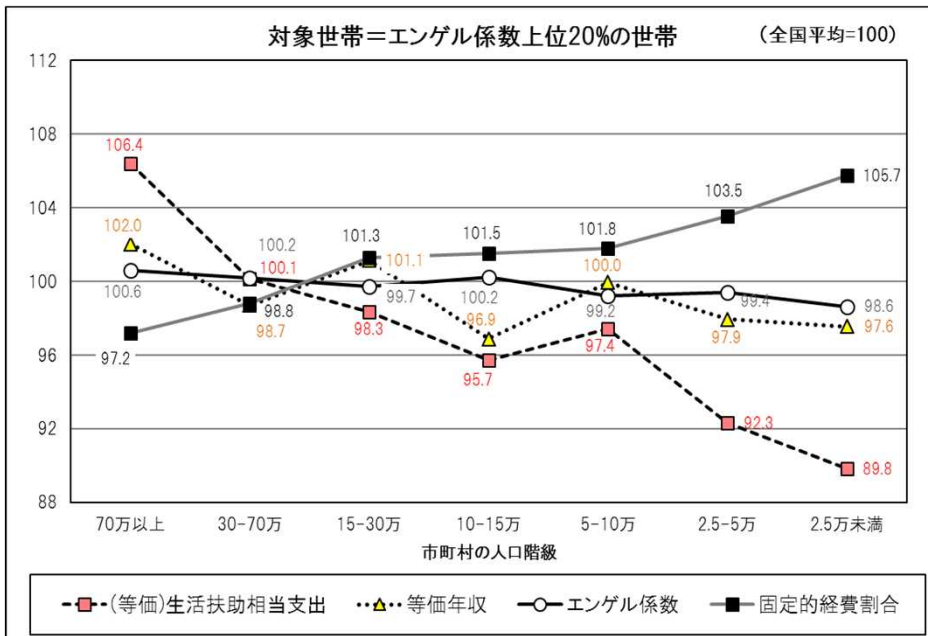
図表 人口階級別 全世帯における収入や支出等の状況



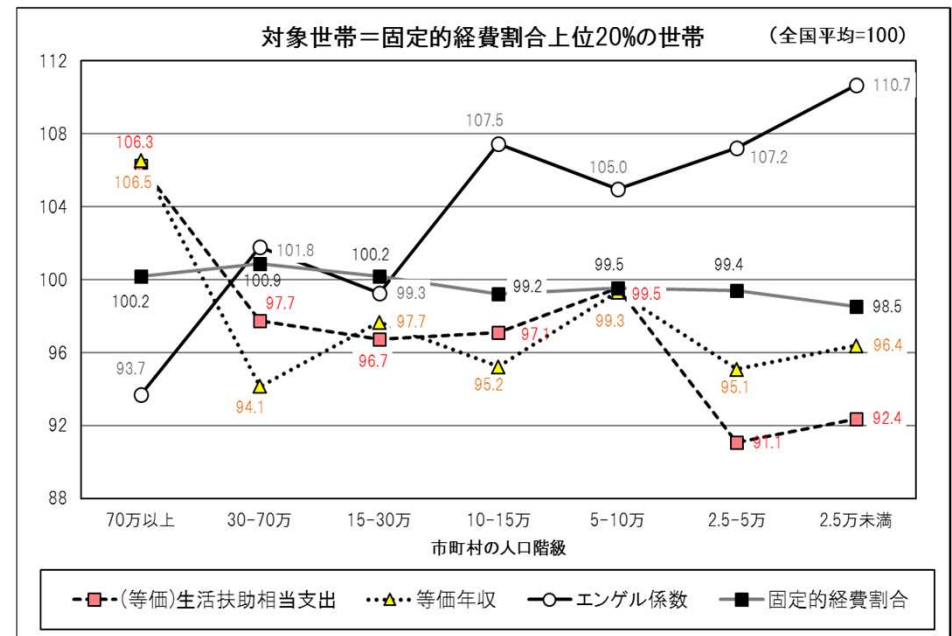
図表 人口階級別 等価年収第1五分位の世帯における収入や支出等の状況



図表 人口階級別 エンゲル係数上位20%の世帯の収入や支出等の状況



図表 人口階級別 固定的経費割合上位20%の世帯の収入や支出等の状況



1 消費支出等に関する地域差の現状分析

(1) 消費支出に関する地域差の現状分析 (集計結果3)

【消費支出を揃えた場合のエンゲル係数と固定的経費割合との関係】

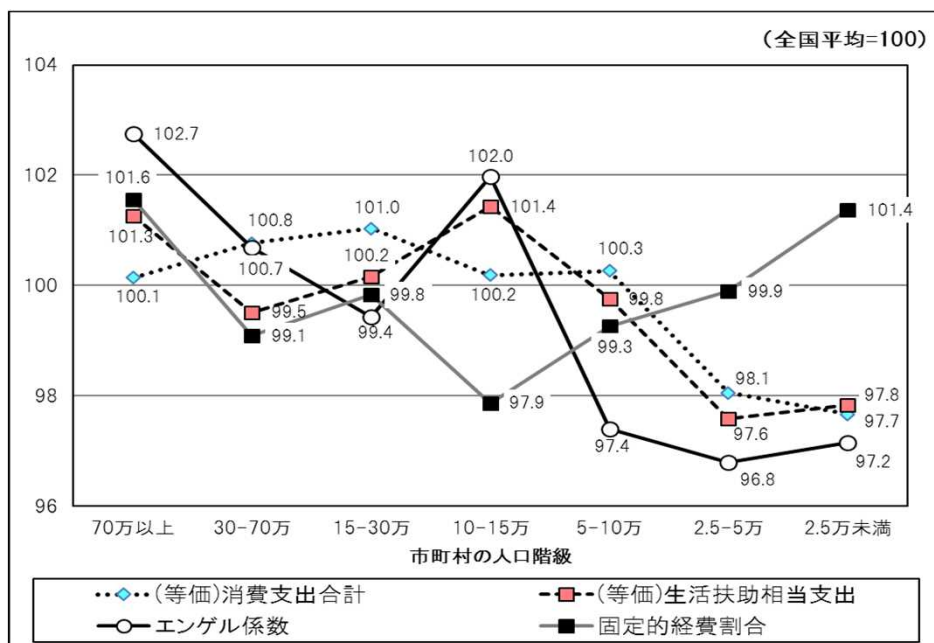
○ エンゲル係数及び固定的経費割合は、どちらも指標が低いほど厚生水準が良い状態を示すものと考えられるが、前述ののとおり、一方の指標を地域間で同程度となるように揃えた場合、人口規模の小さい自治体において他方の指標が高くなっており、エンゲル係数と固定的経費割合との間には、地域差の傾向に乖離がみられる。

(※) 前述(集計結果2)のエンゲル係数上位20%の集計・固定的経費割合上位20%の集計結果参照

○ そこで、両方の指標の分母となる消費支出を地域別に揃えた場合のエンゲル係数と固定的経費割合の地域差について、等価消費支出第1・五分位の場合のグラフで確認すると、人口規模の小さい自治体においては、エンゲル係数は低く、固定的経費割合は高くなっており、エンゲル係数及び固定的経費割合がともに高い人口規模の大きい自治体とは異なる傾向を示している。

○ さらに、10大費目別の消費支出をみると、人口規模の小さい自治体では、食料、住居及び教養娯楽の支出割合が小さい一方、光熱・水道及び交通通信の支出割合が大きくなっている。

図表 市町村の人口階級別 等価消費支出第1五分位における収入や支出等の状況



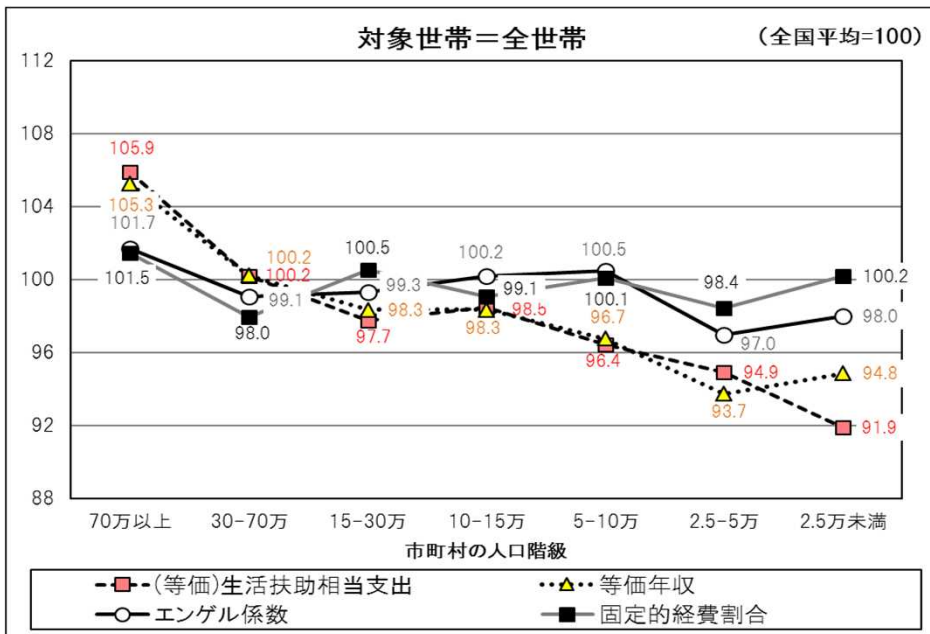
図表 市町村の人口階級別 等価消費支出第1五分位における10大費目別の消費支出

市町村人口階級	消費支出合計 (月額・円) (等価・平均値)	費目別の消費支出(月額・円)(等価・平均値)									
		食料	住居	光熱水道	家具家事用品	被服及び履物	保健医療	交通通信	教育	教養娯楽	その他の消費支出
全国	75,862	25,710	5,695	10,421	2,355	2,098	3,217	9,944	1,211	6,785	9,824
70万以上	75,968	26,353	7,185	10,049	2,112	2,096	3,106	8,194	1,102	7,359	10,018
30-70万	76,445	26,088	6,236	10,046	2,153	2,073	3,168	9,938	1,363	6,880	9,919
15-30万	76,645	25,668	5,906	10,619	2,412	2,077	3,328	10,241	1,167	7,047	9,560
10-15万	76,002	26,592	4,199	10,339	2,568	2,104	3,518	9,983	1,122	7,034	9,858
5-10万	76,061	25,138	4,784	10,663	2,458	2,185	3,168	11,191	1,409	6,412	10,005
2.5-5万	74,385	24,329	4,838	10,898	2,608	1,991	3,194	10,855	1,117	5,942	9,813
2.5万未満	74,093	24,349	3,716	11,220	2,733	2,162	3,225	12,042	1,218	5,491	9,030

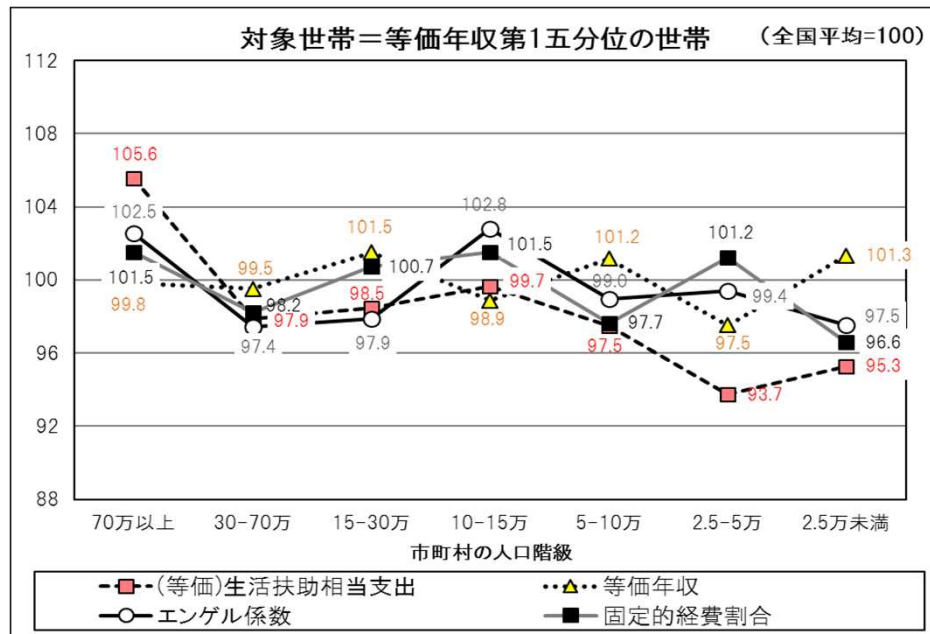
市町村人口階級	消費支出合計 (等価・ 全国平均 =100)	費目別の消費支出(等価・全国平均=100)									
		食料	住居	光熱水道	家具家事用品	被服及び履物	保健医療	交通通信	教育	教養娯楽	その他の消費支出
全国	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
70万以上	100.1	102.5	126.2	96.4	89.7	99.9	96.6	82.4	91.0	108.5	102.0
30-70万	100.8	101.5	109.5	96.4	91.5	98.8	98.5	99.9	112.6	101.4	101.0
15-30万	101.0	99.8	103.7	101.9	102.4	99.0	103.4	103.0	96.4	103.9	97.3
10-15万	100.2	103.4	73.7	99.2	109.0	100.3	109.3	100.4	92.7	103.7	100.3
5-10万	100.3	97.8	84.0	102.3	104.4	104.1	98.5	112.5	116.4	94.5	101.8
2.5-5万	98.1	94.6	84.9	104.6	110.8	94.9	99.3	109.2	92.3	87.6	99.9
2.5万未満	97.7	94.7	65.2	107.7	116.1	103.1	100.2	121.1	100.6	80.9	91.9

1 消費支出等に関する地域差の現状分析

図表 市町村の人口階級別 全世帯における支出等の状況



図表 市町村の人口階級別 等価年収第1五分位における支出等の状況



図表 市町村の人口階級別 全世帯における10大費目別の消費支出

級地 市町村 人口階級	消費支出合計 (月額・円) (等価・平均値)	生活扶助 相当支出 (月額・円) (等価・平均値)	費目別の消費支出(月額・円)(等価・平均値)									
			食料	住居	光熱 水道	家具 家事 用品	被服 及び 履物	保健 医療	交通 通信	教育	教養 娯楽	その他 の消費 支出
全国	172,717	133,536	41,757	19,438	11,972	5,902	7,117	7,613	25,025	4,688	18,718	35,241
70万以上	182,764	141,416	45,080	24,428	11,384	5,900	8,162	8,127	23,171	5,139	21,187	35,593
30-70万	173,869	133,811	41,489	19,192	11,748	5,651	7,351	7,846	25,338	5,207	19,303	35,358
15-30万	169,252	130,518	40,516	18,837	12,129	5,625	6,739	7,428	24,729	4,848	18,024	35,140
10-15万	170,225	131,503	41,098	16,439	11,961	6,158	6,958	7,638	26,757	4,643	18,213	34,666
5-10万	165,426	128,792	40,297	16,115	12,459	6,073	6,442	6,930	25,809	4,358	17,169	34,077
2.5-5万	163,743	126,742	38,214	15,073	12,682	6,055	5,886	7,013	26,591	3,513	16,206	36,548
2.5万未満	158,811	122,696	37,528	14,213	13,189	6,249	5,430	7,063	27,648	2,949	13,801	35,190

図表 市町村の人口階級別 等価年収第1五分位における10大費目別の消費支出

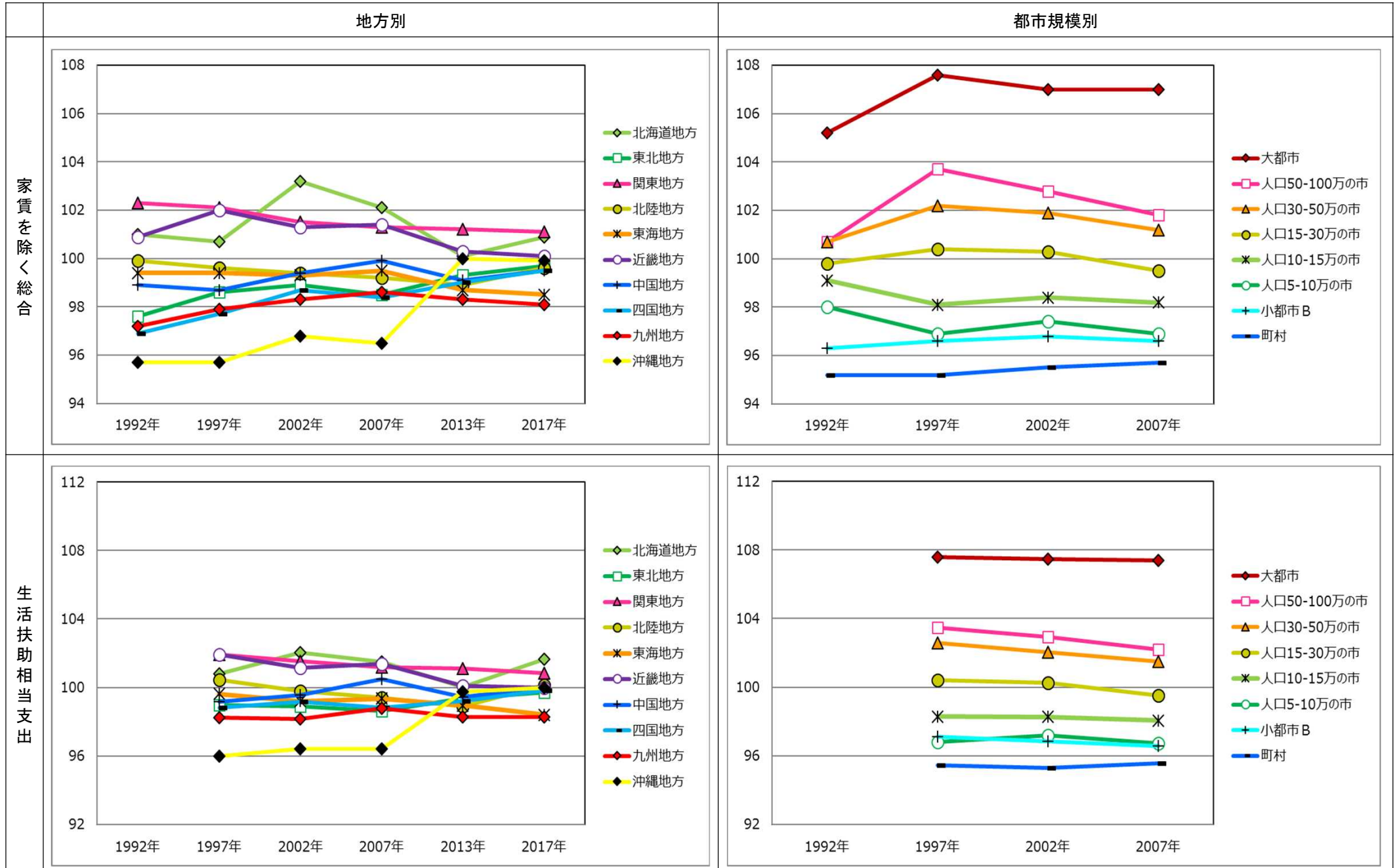
級地 市町村 人口階級	消費支出合計 (月額・円) (等価・平均値)	生活扶助 相当支出 (月額・円) (等価・平均値)	費目別の消費支出(月額・円)(等価・平均値)									
			食料	住居	光熱 水道	家具 家事 用品	被服 及び 履物	保健 医療	交通 通信	教育	教養 娯楽	その他 の消費 支出
全国	119,835	92,115	31,981	16,938	11,325	4,376	3,628	5,928	14,952	1,528	11,469	20,850
70万以上	126,602	97,245	34,598	21,212	10,724	4,203	3,897	5,502	12,700	1,324	13,528	22,047
30-70万	120,532	90,147	31,115	19,252	10,986	3,845	3,539	6,533	15,432	1,596	11,216	20,602
15-30万	117,942	90,698	30,840	15,644	11,718	4,394	3,778	5,915	15,461	1,713	10,610	21,216
10-15万	116,012	91,793	32,110	12,653	11,077	5,384	3,540	6,690	15,492	1,450	11,579	18,996
5-10万	117,214	89,781	31,009	15,019	11,791	4,470	3,385	5,799	16,209	1,804	9,971	20,532
2.5-5万	109,331	86,330	28,968	10,264	12,326	4,624	3,120	5,781	16,672	1,587	9,980	18,729
2.5万未満	113,934	87,773	29,495	12,190	12,414	4,441	3,505	5,777	18,075	1,422	8,678	21,118

級地 市町村 人口階級	消費支出合計 (等価・ 全国平均 =100)	生活扶助 相当支出 (等価・ 全国平均 =100)	費目別の消費支出(等価・全国平均=100)									
			食料	住居	光熱 水道	家具 家事 用品	被服 及び 履物	保健 医療	交通 通信	教育	教養 娯楽	その他 の消費 支出
全国	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
70万以上	105.8	105.9	108.0	125.7	95.1	100.0	114.7	106.8	92.6	109.6	113.2	101.0
30-70万	100.7	100.2	99.4	98.7	98.1	95.8	103.3	103.1	101.2	111.1	103.1	100.3
15-30万	98.0	97.7	97.0	96.9	101.3	95.3	94.7	97.6	98.8	103.4	96.3	99.7
10-15万	98.6	98.5	98.4	84.6	99.9	104.3	97.8	100.3	106.9	99.1	97.3	98.4
5-10万	95.8	96.4	96.5	82.9	104.1	102.9	90.5	91.0	103.1	93.0	91.7	96.7
2.5-5万	94.8	94.9	91.5	77.5	105.9	102.6	82.7	92.1	106.3	74.9	86.6	103.7
2.5万未満	91.9	91.9	89.9	73.1	110.2	105.9	76.3	92.8	110.5	62.9	73.7	99.9

級地 市町村 人口階級	消費支出合計 (等価・ 全国平均 =100)	生活扶助 相当支出 (等価・ 全国平均 =100)	費目別の消費支出(等価・全国平均=100)									
			食料	住居	光熱 水道	家具 家事 用品	被服 及び 履物	保健 医療	交通 通信	教育	教養 娯楽	その他 の消費 支出
全国	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
70万以上	105.6	105.6	108.2	125.2	94.7	96.0	107.4	92.8	84.9	86.7	118.0	105.7
30-70万	100.6	97.9	97.3	113.7	97.0	87.9	97.5	110.2	103.2	104.5	97.8	98.8
15-30万	98.4	98.5	96.4	92.4	103.5	100.4	104.1	99.8	103.4	112.1	92.5	101.8
10-15万	96.8	99.7	100.4	74.7	97.8	123.0	97.6	112.9	103.6	94.9	101.0	91.1
5-10万	97.8	97.5	97.0	88.7	104.1	102.1	93.3	97.8	108.4	118.1	86.9	98.5
2.5-5万	91.2	93.7	90.6	60.6	108.8	105.7	86.0	97.5	111.5	103.9	87.0	89.8
2.5万未満	95.1	95.3	92.2	72.0	109.6	101.5	96.6	97.5	120.9	93.1	75.7	101.3

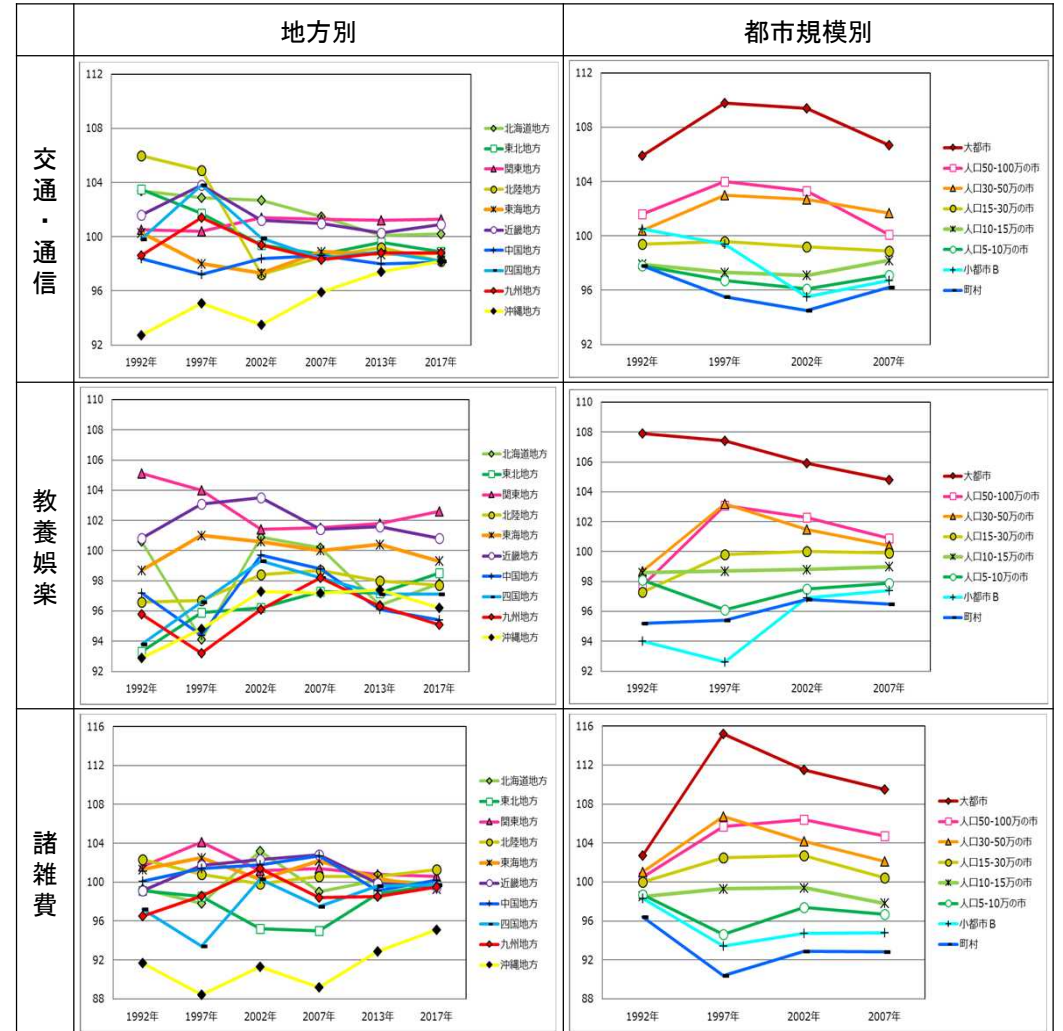
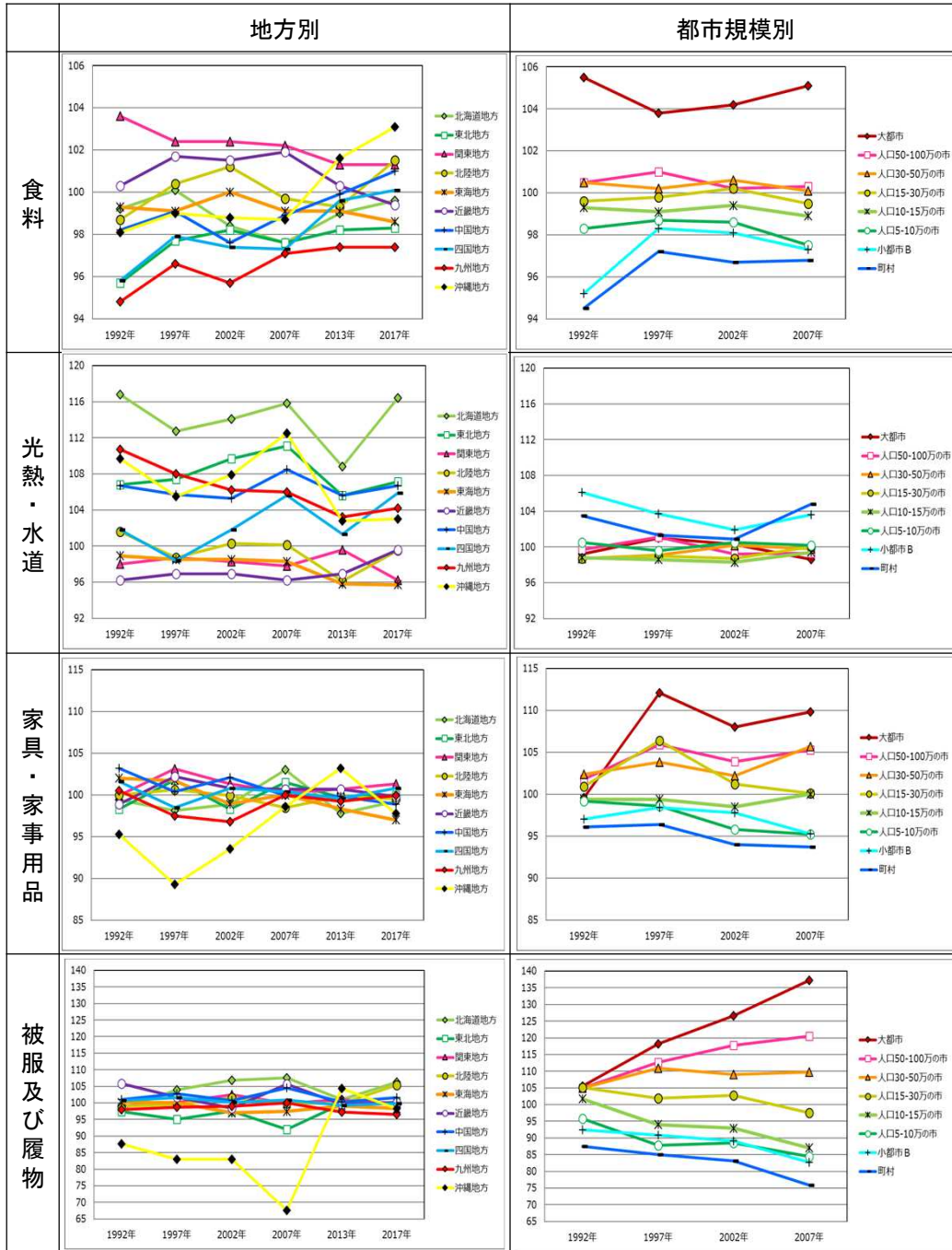
1 消費支出等に関する地域差の現状分析

図表 地方別・都市規模別にみた物価指数の状況（家賃を除く総合・生活扶助相当支出）



1 消費支出等に関する地域差の現状分析

図表 地方別・都市規模別にみた物価指数の状況（10大品目別）※ 住居・保健医療・教育を除く



2 生活保護世帯の消費支出に関する地域差の現状分析

生活保護世帯全体の状況（P24～25）

- エンゲル係数及び固定的経費割合については、1級地－1の指数が低めになっている。
 - ※ 級地間の較差をみると、消費支出及び生活扶助相当支出ともに1級地－1が最も高く、3級地－2に向けて低くなる傾向にある。
また、エンゲル係数は1級地－1が最も低く、3級地－2が最も高い一方、固定的経費割合では2級地－2が最も低く、2級地－1が最も高い。
- 10大費目別の支出額をみると、食料、住居、教養娯楽及びその他の消費支出については、1級地－1が最も高く、3級地－2に向けて低くなる傾向にあり、住居及び教養娯楽の級地間較差が大きい。
 - 一方、光熱・水道は3級地－1が最も高く1級地－1が最も低く、交通・通信は3級地－2が最も高く1級地－1が最も低い。

2 生活保護世帯の消費支出に関する地域差の現状分析

(1) 生活保護世帯の消費支出に関する地域差の現状分析（集計結果1）

【生活保護世帯全体の状況】

- 生活保護世帯全体について、級地間の較差をみると、「消費支出額」「生活扶助相当支出額」はともに「1級地-1」が最も高く、そこから「3級地-2」に向けて低くなる傾向にある。このうち「生活扶助相当支出額」の級地間較差は「消費支出」の較差よりも小さく、生活扶助基準の級地間較差と概ね同程度である。
 - 費目ごとの支出額をみると、「食料」「住居」「教養娯楽」及び「その他の消費支出」については「1級地-1」が最も高く、そこから「3級地-2」に向けて低くなる傾向にあり、「住居」及び「教養娯楽」の級地間較差が大きい。一方、「光熱・水道」は、「3級地-1」が最も高く、「1級地-1」が最も低くなっており、また「交通・通信」は、「3級地-2」が最も高く、「1級地-1」が最も低くなっている。
 - エンゲル係数をみると、「1級地-1」が32.0%で最も低く、「3級地-2」で36.3%と最も高い。また、固定的経費割合をみると、「2級地-2」が65.7%で最も低く、「2級地-1」で73.5%と最も高い。
- (※) 「2級地-2」については、「生活扶助相当支出額」が隣接の級地よりも高い傾向にあること等、やや特異な動きを見せているが、他の級地に比べて僅少なサンプル数であることに留意が必要である。

図表 生活保護世帯全体の収入・支出に関する地域差

家計収支の状況	1級地-1	1級地-2	2級地-1	2級地-2	3級地-1	3級地-2
実収入総額	136,609	118,943	107,534	106,777	102,642	95,694
実支出総額	124,526	111,120	101,551	97,546	92,823	88,803
消費支出額	122,060	109,678	100,412	96,765	91,872	87,186
(2級地-1=1.00)	1.22	1.09	1.00	0.96	0.91	0.87
生活扶助相当支出額	80,686	80,888	74,837	77,564	71,008	69,673
(2級地-1=1.00)	1.08	1.08	1.00	1.04	0.95	0.93
(参考) H28基準額の級地間較差	1.11	1.06	1.00	0.98	0.93	0.89
エンゲル係数	32.0%	33.6%	34.3%	32.5%	34.1%	36.3%
(2級地-1=1.00)	0.93	0.98	1.00	0.95	0.99	1.06
固定的経費割合	72.2%	70.1%	73.5%	65.7%	72.1%	71.1%
(2級地-1=1.00)	0.98	0.95	1.00	0.89	0.98	0.97

3 「市町村別1人当たり生活扶助相当支出」を推計する回帰式に関する検討

1 回帰分析の結果（P28～33）

モデルA) 昭和62年級地見直し時と同様のモデル（P28）

- 全国消費実態調査の個票データを用いて分析を行ったところ、昨年度の調査研究（全国消費実態調査の都道府県単位の公表データを使用）による分析よりも精緻な結果が得られた。

モデルB) モデルAの課税対象所得を人口1人当たりに変更したモデル（P29）

- モデルA～Eの5つの中では、このモデルBが最もよい回帰モデルであると考えられる。

モデルC) モデルBの説明変数に従属人口指数を追加したモデル（P30）

- 全世帯のケース以外では「平均世帯人員」の係数が正となるか、「従属人口指数」自体のP値が大きくなることから、この説明変数を追加しても回帰モデルの改善が見られないものと考えられる。

モデルD) モデルCの説明変数に人口階級ダミーを追加したモデル（P31）

- 人口1人当たり課税対象所得と人口規模階級ダミーにおいて、人口規模の要素が重なってしまうため、人口規模階級ダミーが有意にならないものと考えられる。

モデルE) モデルAの説明変数に都道府県ダミーを追加したモデル（P32）

- 消費者物価地域差指数と都道府県ダミーにおいて、都道府県の要素が重なるため、両方とも有意にならないと考えられる。

モデルF) 県内経済圏単位でモデルBと同じ説明変数を投入したモデル（P33）

- モデルA～Eのうち、最もよい回帰モデルであったモデルBについて、各説明変数を県内経済圏単位としたもの。ただし、消費者物価地域差指数については、そもそも圏域単位の値がないため比較できない。

※ モデルBは指定都市及び県庁所在地は県の値ではなく市の値を使用しているのに対して、モデルFは全ての市において県の値を使用。

2 各市町村の1人当たり生活扶助相当支出の理論値の算出（P34～38）

（各市町村の理論値を算出して、各級地の平均値を並べたもの）（P34～35）

- モデルBとモデルFを比較すると、モデルBの方が乖離している市町村数少なくなっている。なお、それぞれのモデルについて、被説明変数を変更した①全世帯と⑤エンゲル係数上位20%との間では大きな違いは見られない。

（各市町村の理論値を算出して、現行の級地と同じ6つの理論値階級を設定したもの）（P36～38）

- モデルBにおいて、①全世帯と⑤エンゲル係数上位20%の世帯を比較すると、全世帯の方がより中央の区分に多くの自治体が集まる傾向にあり、エンゲル係数上位20%では、現行の級地区分と同様、下の区分の自治体が多い（P36～37）。
- モデルBとモデルFを比較すると、
 - ・ 一般世帯全体では、1級地・2級地をみると、モデルBの理論値による階層区分の方が現行の級地区分との乖離は少ないという結果になっているが、3級地ではモデルFの理論値による階層区分の方が、現行級地区分との乖離は少ない（P38）。
 - ・ エンゲル係数上位20%の世帯では、モデルBの理論値による階層区分の方が、現行級地区分との乖離は少ない（P38）。

3 「市町村別 1 人当たり生活扶助相当支出」を推計する回帰式に関する検討（続き）

3 検討結果のまとめ

- 本調査研究では、市町村別の 1 人当たり生活扶助相当支出の推計値を得るための回帰分析のモデルについて、昭和62年の級地改定にあたり使用した回帰式をベースとし、この式に平成26年全国消費実態調査の個票データを投入した上で、改めて回帰分析を行うことによって、回帰分析のモデルの改良を試みた。
分析にあたっては、複数のモデルを設定して比較検討を行ったところであり、その検討過程において、決定係数が高く、各説明変数の係数やその係数の正負が有意でかつ解釈可能であるかという観点から、より良いモデルを選択した。
- その結果、説明変数として「人口 1 人当たり課税対象所得」「平均世帯人員」「消費者物価地域差指数」の 3 つを投入したモデルが、より良い回帰モデルとして選択されたところであり、これは結果的に、昭和62年度の級地指定の際の回帰モデルのうち「納税義務者 1 人当たり課税対象所得」のみを「人口 1 人当たり課税対象所得」に置き換えたものであった。
なお、この回帰モデルの説明変数には、人口規模等の都市化度合いを直接示す指標は用いていないが、消費支出や物価に関する地域差の分析結果によれば、都市部ほど所得水準や物価が高い傾向にあることから、このモデルにおいては、都市化度合いは説明変数のうち「人口 1 人当たり課税対象所得」や「消費者物価地域差指数」を通じて、間接的に影響を及ぼしていると思われる。
- さらに、この分析過程では、被説明変数に投入する世帯範囲について、「一般世帯全体」以外に「一般低所得世帯」や「厚生水準が低いと考えられる世帯」に限定した分析や、地域単位を市町村単位よりも広域化した分析を行ったところ、その結果においても同様の結果であった。
そして、一般低所得世帯や厚生水準が低いと考えられる世帯に限定した分析では、「エンゲル係数20%以上」の世帯に限定したモデルが、より良い回帰モデルとして選択された。ただし、上記で検討した各モデルの決定係数は、地域単位を市町村とした分析で0.1~0.2程度、地域単位を広域化した分析でも0.4程度であることに留意する必要がある。
- そして、選択した回帰モデルに各市町村の値を代入することによって、各市町村別の 1 人当たり生活扶助相当支出の理論値を算出し、その理論値の大小に応じて、現行級地区分との比較を行った。
その結果、回帰モデルや被説明変数とする対象世帯の範囲により、各区分に含まれる自治体の数は異なるが、概ね現行級地が高い自治体ほど 1 人当たり生活扶助相当支出額の理論値が大きい区分に含まれる傾向にはあった。ただし、多くのモデルで、グループ 1 の自治体数は現行の 1 級地の自治体数よりも少なく、グループ 5・グループ 6 の自治体数は現行の 3 級地の自治体数よりも少なく、現行級地に比べて、高い又は低い階級の自治体数が減り、中央の階級に多くの自治体が集まる結果となった。

3 「市町村別1人当たり生活扶助相当支出」を推計する回帰式に関する検討

(4) 回帰分析の結果 (分析結果1)

【モデルA (昭和62年級地見直し時と同様のモデル) の結果】

[モデルAの説明変数]

- ・ X1: 納税義務者1人当たり課税対象所得 (千円/人・平成28年)
- ・ X2: 平均世帯人員 (平成28年)
- ・ X3: 消費者物価地域差指数 (東京特別区部=1000に換算・平成28年)

※ 昭和62年度の回帰分析の説明変数のうち、「消費者物価地域差指数」は、全国物価地域差指数を公表していた「全国物価統計調査」(5年周期)が、平成19年調査を最後に中止となり、平成25年から「小売物価統計調査」に統合されたことに伴い、昭和62年当時と出典資料や定義が一部異なる。

○ モデルAについて、市町村単位で回帰分析を行った結果は下表のとおりであり、被説明変数①～⑦のパターンにおける決定係数を見ると、最も決定係数が高いのは、①一般世帯全体の場合(0.168)であり、次に高いのは、⑤エンゲル係数上位20%の場合(0.118)であった。一方、決定係数の低い②、④、⑥については、調査世帯数が少なく、各市町村別の1人当たり生活扶助相当支出がばらついてしまうことによる影響が考えられる。

○ 昭和62年度の級地指定の際の回帰式を再現した結果として、①一般世帯全体についてみると、昨年度の調査研究事業における都道府県単位の回帰分析では有意とならなかった「平均世帯人員」や「消費者物価地域差指数」が有意となる結果が得られ、今回の調査研究における市町村単位での分析では、前回よりも精緻な結果が得られたと考えられる。

また、各係数の符号についても「納税義務者1人当たり課税対象所得」の係数が正、「平均世帯人員」の係数が負、「消費者物価地域差指数」が正となっており、妥当な結果と考えられる。

図表 モデルA (昭和62年級地見直し時と同様のモデル) の結果

	1. 全世帯		2. 等価収入第1十分位		3. 等価収入第1五分位		4. エンゲル係数上位10%		5. エンゲル係数上位20%		6. 固定的経費割合上位10%		7. 固定的経費割合上位20%																
	N数	決定係数(補正 R2)	係数	P-値	係数	P-値	係数	P-値	係数	P-値	係数	P-値	係数	P-値															
X1	納税義務者1人当たり課税対象所得(千円/人)(平成28年)	996	0.168	7.42	0.00000	893	0.019	4.25	0.01128	977	0.027	4.33	0.00057	895	0.066	8.03	0.00000	985	0.118	8.51	0.00000	885	0.039	4.32	0.00003	981	0.064	4.03	0.00003
X2	平均世帯人員(平成28年)			-7,579.26	0.00000			83.51	0.97607			223.46	0.91297			-5,307.58	0.01220			-4,786.06	0.00382			-1,886.91	0.26207			-5,112.95	0.00101
X3	消費者物価地域差指数(東京特別区部=1000に換算)(平成28年)			82.37	0.00012			110.34	0.01124			87.49	0.00766			47.01	0.16414			83.84	0.00158			58.01	0.03000			88.11	0.00040
	切片			-4,355.42	0.82859			-57,898.11	0.15626			-35,597.86	0.24831			-1,364.64	0.96559			-34,558.53	0.16415			-20,048.46	0.42489			-33,949.03	0.14620

3 「市町村別1人当たり生活扶助相当支出」を推計する回帰式に関する検討

(4) 回帰分析の結果 (分析結果2)

【モデルB (モデルAの課税対象所得を人口1人当たりに変更したモデル) の結果】

[モデルBの説明変数]

- ・ X1: 人口1人当たり課税対象所得 (千円/人・平成28年)
- ・ X2: 平均世帯人員 (平成28年)
- ・ X3: 消費者物価地域差指数 (東京特別区部=1000に換算・平成28年)

- モデルBについて、市町村単位で回帰分析を行った結果は下表のとおりであり、被説明変数①～⑦のパターンにおける決定係数を見ると、最も決定係数が高いのは、①一般世帯全体の場合 (0.198) であり、次に高いのは、⑤エンゲル係数上位20%の場合 (0.132) であった。
- 後述するモデルも含め、説明変数を替えたモデルを複数設定した上で比較検討を行った結果、説明変数を「人口1人当たり課税対象所得」、「平均世帯人員」及び「消費者物価地域差指数」としたモデルBが、決定係数が高く、各説明変数の係数の正負が有意でかつ解釈可能であるという観点から、より良い回帰モデルであると考えられる。
- また、被説明変数を一般世帯全体とした分析に加え、低所得世帯や厚生水準が低いと考えられる世帯に限定した分析を行って比較検討した結果、モデルBにおける「エンゲル係数上位20%」が、より良い回帰モデルであると考えられる。

図表 モデルB (モデルAの課税対象所得を人口1人当たりに変更したモデル) の結果

	1. 全世帯		2. 等価収入第1十分位		3. 等価収入第1五分位		4. エンゲル係数上位10%		5. エンゲル係数上位20%		6. 固定的経費割合上位10%		7. 固定的経費割合上位20%	
	係数	P-値	係数	P-値	係数	P-値	係数	P-値	係数	P-値	係数	P-値	係数	P-値
N数	996		893		977		895		985		885		981	
決定係数(補正 R2)	0.198		0.024		0.037		0.071		0.132		0.048		0.072	
変数	係数	P-値	係数	P-値	係数	P-値	係数	P-値	係数	P-値	係数	P-値	係数	P-値
X1 人口1人当たり課税対象所得(千円/人)	14.00	0.00000	8.71	0.00093	9.32	0.00000	13.07	0.00000	14.71	0.00000	8.17	0.00000	7.69	0.00000
X2 平均世帯人員(平成28年)	-8,892.54	0.00000	-593.57	0.82964	-545.14	0.78735	-6,667.94	0.00148	-6,282.09	0.00012	-2,633.31	0.11328	-5,833.38	0.00015
X3 消費者物価地域差指数(東京特別区部=1000に換算)(平成28年)	56.82	0.00802	91.07	0.03949	65.21	0.04956	32.82	0.33875	63.69	0.01730	42.81	0.11451	73.67	0.00352
切片	27,210.93	0.18071	-36,473.52	0.38391	-11,660.39	0.71131	22,478.16	0.48951	-5,373.22	0.83213	-1,442.89	0.95530	-16,373.50	0.49370

3 「市町村別1人当たり生活扶助相当支出」を推計する回帰式に関する検討

(4) 回帰分析の結果 (分析結果3)

【モデルC (モデルBの説明変数に従属人口指数を追加したモデル) の結果】

[モデルCの説明変数]

- ・ X1: 人口1人当たり課税対象所得 (千円/人・平成28年)
- ・ X2: 平均世帯人員 (平成28年)
- ・ X3: 消費者物価地域差指数 (東京特別区部=1000に換算・平成28年)
- ・ X4: 従属人口指数 (平成27年)

- モデルCについて、市町村単位で回帰分析を行った結果は下表のとおりであり、被説明変数①～⑦のパターンにおける決定係数を見ると、最も決定係数が高いのは、①一般世帯全体の場合 (0.209) であり、次に高いのは、⑤エンゲル係数上位20%の場合 (0.132) であった。
- 説明変数として「従属人口指数」を追加したところ、全世帯のケース以外では「平均世帯人員」の係数が正となり説明困難となるか、「従属人口指数」自体のP値が大きくなることから、この説明変数を追加しても回帰モデルが改善されていないと考えられる。

図表 モデルC (モデルBの説明変数に従属人口指数を追加したモデル) の結果

		1. 全世帯		2. 等価収入第1十分位		3. 等価収入第1五分位		4. エンゲル係数上位10%		5. エンゲル係数上位20%		6. 固定的経費割合上位10%		7. 固定的経費割合上位20%			
		係数	P-値	係数	P-値	係数	P-値	係数	P-値	係数	P-値	係数	P-値	係数	P-値		
N数		996		893		977		895		985		885		981			
決定係数(補正 R2)		0.209		0.030		0.038		0.070		0.132		0.048		0.072			
変数		係数		P-値		係数		P-値		係数		P-値		係数		P-値	
X1	人口1人当たり課税対象所得(千円/人)	18.48	0.00000	14.73	0.00005	11.81	0.00001	12.02	0.00004	16.29	0.00000	9.54	0.00001	9.48	0.00000		
X2	平均世帯人員(人/世帯)	-7,908.64	0.00000	801.43	0.77549	3.69	0.99857	-6,852.37	0.00129	-5,973.51	0.00032	-2,344.41	0.16574	-5,444.18	0.00052		
X3	消費者物価地域差指数(東京特別区部=1000に換算)	54.31	0.01079	87.25	0.04801	64.14	0.05338	33.76	0.32592	62.43	0.01978	42.41	0.11807	72.72	0.00397		
X4	従属人口指数	127.98	0.00020	173.72	0.01503	70.75	0.18511	-29.15	0.60798	43.75	0.32038	41.25	0.35221	51.46	0.20260		
切片		12,136.47	0.55555	-56,587.85	0.18400	-20,312.72	0.52770	25,487.57	0.44081	-10,128.37	0.69460	-6,528.69	0.80409	-22,470.32	0.35692		

3 「市町村別1人当たり生活扶助相当支出」を推計する回帰式に関する検討

(4) 回帰分析の結果 (分析結果4)

【モデルD (モデルCの説明変数に人口階級ダミーを追加したモデル) の結果】

[モデルDの説明変数]

- ・ X1: 人口1人当たり課税対象所得 (千円/人・平成28年)
- ・ X2: 平均世帯人員 (平成28年)
- ・ X3: 消費者物価地域差指数 (東京特別区部=1000に換算・平成28年)
- ・ X4: 従属人口指数 (平成27年)
- ・ X5: 人口規模30万人~70万人ダミー …………… X10: 人口規模2.5万人未満ダミー

- 一般世帯全体の場合の決定係数は0.235であったが、説明変数である各人口階級のダミーは、一般世帯全体の場合のX10 (人口規模2.5万人未満ダミー) を除いて有意とならなかった。よって、説明変数として「人口階級ダミー」を追加しても回帰モデルの改善はあまり見られない結果となった。
- 人口規模別にみた生活扶助相当支出等の状況によると、人口規模が大きい都市部ほど消費水準や所得水準が高い傾向にあるため、モデルDでは人口規模の要素は「人口1人当たり課税対象所得」に間接的に含まれていると考えられる。

図表 モデルD (モデルCの説明変数に人口階級ダミーを追加したモデル) の結果

N数		1. 全世帯		5. エンゲル係数 上位20%	
		決定係数(補正 R2)		0.145	
変数		係数	P-値	係数	P-値
X1	人口1人当たり課税対象所得(千円/人)	18.13	0.00000	15.33	0.00000
X2	平均世帯人員(人/世帯)	-6.861.53	0.00000	-4.998.53	0.00394
X3	消費者物価地域差指数(東京特別区部=1000に換算)	57.46	0.00630	68.73	0.01005
X4	従属人口指数	217.16	0.00000	124.55	0.00890
X5	30-70万 ダミー	-719.09	0.79539	344.20	0.92092
X6	15-30万 ダミー	-2,189.04	0.40170	-1,349.75	0.67922
X7	10-15万 ダミー	-675.09	0.79403	152.05	0.96251
X8	5-10万 ダミー	-2,050.75	0.41266	34.91	0.99111
X9	2.5-5万 ダミー	-2,265.11	0.37853	-2,379.93	0.46066
X10	2.5万未満 ダミー	-7,681.30	0.00376	-6,042.61	0.06922
切片		3,518.90	0.86373	-21,270.13	0.41219

3 「市町村別1人当たり生活扶助相当支出」を推計する回帰式に関する検討

(4) 回帰分析の結果 (分析結果5)

【モデルE (モデルAの説明変数に都道府県ダミーを追加したモデル) の結果】

[モデルEの説明変数]

- ・ X1: 納税義務者1人当たり課税対象所得(千円/人・平成28年)
- ・ X2: 平均世帯人員(平成28年)
- ・ X3: 消費者物価地域差指数(東京特別区部=1000に換算・平成28年)
- ・ X4~X49: 北海道を除く46都府県のダミー変数

- 一般世帯全体の場合の決定係数は0.234であったが、説明変数のX3(消費者物価地域差指数)が有意とならなかった。
- X3(消費者物価地域差指数)が有意とならない点については、小売物価統計調査(構造編)における消費者物価地域差指数が、指定都市及び県庁所在地以外の市の値が公表されていないため、都道府県単位の数値で代替させていることから、係数X4~X49の都道府県ダミーと近い要素になっていることが要因と考えられる。

図表 モデルE (モデルAの説明変数に都道府県ダミーを追加したモデル) の結果

		1. 全世界帯									
N数		996									
決定係数(補正 R2)		0.234									
変数		係数	P-値	変数		係数	P-値	変数		係数	P-値
X1	納税義務者1人当たり課税対象所得(千円/人)(平成28年)	5.67	0.00000								
X2	平均世帯人員(平成28年)	-14,017.98	0.00000								
X3	消費者物価地域差指数(東京特別区部=1000に換算)(平成28年)	228.13	0.34428								
X4	青森県ダミー	-6,818.39	0.03408	X20	福井県ダミー	5,204.19	0.16865	X36	広島県ダミー	9,676.95	0.00139
X5	岩手県ダミー	858.28	0.79443	X21	山梨県ダミー	2,831.40	0.44231	X37	山口県ダミー	1,725.15	0.59383
X6	宮城県ダミー	4,385.06	0.20751	X22	長野県ダミー	10,616.36	0.06781	X38	徳島県ダミー	4,095.13	0.21472
X7	秋田県ダミー	4,418.81	0.26765	X23	岐阜県ダミー	8,801.78	0.13845	X39	香川県ダミー	6,648.86	0.07650
X8	山形県ダミー	9,067.28	0.07072	X24	静岡県ダミー	11,440.68	0.00330	X40	愛媛県ダミー	1,762.84	0.62395
X9	福島県ダミー	2,025.38	0.57526	X25	愛知県ダミー	4,872.15	0.13799	X41	高知県ダミー	-3,602.92	0.25247
X10	茨城県ダミー	8,453.69	0.04979	X26	三重県ダミー	4,660.16	0.17479	X42	福岡県ダミー	4,083.67	0.45126
X11	栃木県ダミー	7,994.44	0.02149	X27	滋賀県ダミー	4,458.89	0.20785	X43	佐賀県ダミー	9,217.11	0.14622
X12	群馬県ダミー	6,442.56	0.42367	X28	京都府ダミー	3,495.83	0.46936	X44	長崎県ダミー	-2,562.74	0.53582
X13	埼玉県ダミー	-2,580.57	0.65963	X29	大阪府ダミー	-957.53	0.75418	X45	熊本県ダミー	-3,548.66	0.26322
X14	千葉県ダミー	5,576.00	0.06722	X30	兵庫県ダミー	2,601.76	0.56954	X46	大分県ダミー	8,442.80	0.12592
X15	東京都ダミー	-4,826.79	0.69192	X31	奈良県ダミー	8,101.77	0.22534	X47	宮崎県ダミー	1,930.85	0.79989
X16	神奈川県ダミー	-4,294.13	0.72337	X32	和歌山県ダミー	-3,909.20	0.29212	X48	鹿児島県ダミー	2,332.17	0.75559
X17	新潟県ダミー	10,194.85	0.00116	X33	鳥取県ダミー	1,256.51	0.72946	X49	沖縄県ダミー	-10,051.54	0.00460
X18	富山県ダミー	10,379.00	0.00858	X34	島根県ダミー	5,324.71	0.18832				
X19	石川県ダミー	6,999.99	0.11234	X35	岡山県ダミー	7,560.25	0.05807				
	切片	-124,264.75	0.58512								

3 「市町村別1人当たり生活扶助相当支出」を推計する回帰式に関する検討

(4) 回帰分析の結果 (分析結果6)

【モデルF (県内経済圏単位でモデルBと同じ説明変数を投入したモデル) の結果】

○ ここでは、基準部会報告(※1)の指摘を踏まえ、市町村を単位とした回帰分析の他に、複数の市町村で構成される圏域を単位とした回帰分析を行って決定係数の変化等を確認した(※2)。

(※1) 生活保護基準部会報告書(平成29年12月14日) [抜粋]

現行の級地の区分設定については、市町村単位で設定されているが、実際の生活の営みが行政区域にとどまらないことを踏まえると、生活実態からみた圏域を検討していくことも考えられる。

(※2) 複数の市町村で構成される圏域として、本調査研究で使用した「全国消費実態調査」で採用されている圏域である「県内経済圏(注)」を採用した。県内経済圏別の変数はその経済圏内の市町村の平均としている。ただし、消費者物価地域差指数については県内経済圏によらず都道府県別の値を用いた。

注) 平成26年全国消費実態調査では、平成21年全国消費実態調査及び平成24年就業構造基本調査において設定した県内経済圏、また都道府県の意向も踏まえ、各都道府県が2~9の圏域に分割される形で、全国で203圏域が設定されている。

○ 県内経済圏単位で回帰分析を行った結果は下表のとおりであり、最も決定係数が高かったのは、

①一般世帯全体の場合(0.400)であり、次に高いのは、⑤エンゲル係数上位20%の場合(0.360)であった。

○ モデルBと比較すると決定係数が改善されており、説明変数ごとにみると「消費者物価地域差指数」については、圏域によらず都道府県別の値となるため比較はできないが、「人口1人当たり課税対象所得」と「平均世帯人員」については、係数の符号やP値についてモデルBと概ね同等の結果となった。

図表 モデルF (県内経済圏単位でモデルBと同じ説明変数を投入したモデル) の結果

		1. 全世帯		2. 等価収入 第1十分位		3. 等価収入 第1五分位		4. エンゲル係数 上位10%		5. エンゲル係数 上位20%		6. 固定的経費割合 上位10%		7. 固定的経費割合 上位20%			
		N数	決定係数(補正 R2)	変数	係数	P-値	係数	P-値	係数	P-値	係数	P-値	係数	P-値	係数	P-値	
X1	人口1人当たり課税対象所得(千円/人)	201	0.400	18.21	0.00000	16.60	0.00036	13.38	0.00002	12.26	0.00001	15.59	0.00000	8.90	0.00230	11.89	0.00000
X2	平均世帯人員(人/世帯)	201	0.083	-7,304.91	0.00060	291.36	0.95204	-1,702.81	0.59426	-9,270.81	0.00110	-8,507.98	0.00007	-3,756.61	0.21898	-5,970.13	0.00269
X3	消費者物価地域差指数(東京特別区 部=1000に換算)	201	0.131	33.32	0.25958	64.34	0.34577	56.89	0.20672	58.27	0.14045	43.53	0.14272	10.71	0.80303	40.86	0.14092
	切片	201	0.197	40,657.26	0.14530	-22,331.57	0.72844	-6,264.65	0.88261	6,121.39	0.86926	17,871.16	0.52268	31,671.18	0.43449	9,015.98	0.72990

3 「市町村別1人当たり生活扶助相当支出」を推計する回帰式に関する検討

(5) 各市町村の1人当たり生活扶助相当支出の理論値の算出（算出結果1）

- モデルBとモデルFによる理論値をみると、どの世帯パターンについても、1人当たり生活扶助相当支出の理論値は、高い級地の市町村において高い傾向を示しており、理論値の平均的な傾向については、現行級地と整合する結果となったものと考えられる。
- 等価年収の少ない世帯、エンゲル係数の高い世帯及び固定的経費割合の高い世帯を用いて算出した1人当たり生活扶助相当支出の理論値ほど小さくなっているが、このことは低所得世帯などに限定したことから想定される結果となったものであり、選択した分析手法が妥当であることを傍証している一方、世帯を限定してもなお「合計」を1とした場合の指数に級地間較差が生じていることから、現行の級地制度については、平均的な傾向としては妥当性を有すると考えられる。

図表 現行級地別 モデルBにおける1人当たり生活扶助相当支出の理論値の平均額
（平均額：各市町村の理論値を単純平均して算出）

現行級地	1人当たり生活扶助相当支出の理論値の平均額（円）						
	①一般世帯全体	②等価年収第1十分位	③等価収入第1五分位	④エンゲル係数上位10%	⑤エンゲル係数上位20%	⑥固定的経費割合上位10%	⑦固定的経費割合上位20%
1級地-1	87,637	66,042	66,815	62,701	68,592	48,719	56,146
1級地-2	82,913	62,699	63,728	58,734	63,835	46,041	52,834
2級地-1	80,736	61,046	62,263	56,962	61,647	44,795	51,201
2級地-2	77,330	58,201	59,832	54,270	58,194	42,794	48,469
3級地-1	76,254	58,352	59,723	53,205	57,310	42,426	48,176
3級地-2	72,425	56,003	57,331	49,780	53,417	40,279	45,874
合計	75,287	57,749	59,070	52,292	56,285	41,856	47,658

図表 現行級地別 モデルFにおける1人当たり生活扶助相当支出の理論値の平均額
（平均額：各市町村が属する県内経済圏の理論値を単純平均して算出）

現行級地	1人当たり生活扶助相当支出の理論値の平均額（円）						
	①一般世帯全体	②等価年収第1十分位	③等価収入第1五分位	④エンゲル係数上位10%	⑤エンゲル係数上位20%	⑥固定的経費割合上位10%	⑦固定的経費割合上位20%
1級地-1	87,741	68,752	67,834	63,251	67,888	48,842	55,748
1級地-2	83,644	64,970	64,589	59,693	64,019	46,909	52,719
2級地-1	81,231	62,908	62,750	57,433	61,658	45,771	50,879
2級地-2	79,683	60,774	60,970	55,817	60,099	45,118	49,544
3級地-1	77,884	59,997	60,227	54,553	58,501	44,175	48,434
3級地-2	75,264	57,356	58,118	52,741	56,246	42,919	46,677
合計	77,395	59,360	59,770	54,352	58,148	43,941	48,151

（「合計」を1とした場合の指数）

現行級地	1人当たり生活扶助相当支出の理論値・「合計」を1とした場合の指数						
	①一般世帯全体	②等価年収第1十分位	③等価収入第1五分位	④エンゲル係数上位10%	⑤エンゲル係数上位20%	⑥固定的経費割合上位10%	⑦固定的経費割合上位20%
1級地-1	1.16	1.14	1.13	1.20	1.22	1.16	1.18
1級地-2	1.10	1.09	1.08	1.12	1.13	1.10	1.11
2級地-1	1.07	1.06	1.05	1.09	1.10	1.07	1.07
2級地-2	1.03	1.01	1.01	1.04	1.03	1.02	1.02
3級地-1	1.01	1.01	1.01	1.02	1.02	1.01	1.01
3級地-2	0.96	0.97	0.97	0.95	0.95	0.96	0.96
合計	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00

（「合計」を1とした場合の指数）

現行級地	1人当たり生活扶助相当支出の理論値・「合計」を1とした場合の指数						
	①一般世帯全体	②等価年収第1十分位	③等価収入第1五分位	④エンゲル係数上位10%	⑤エンゲル係数上位20%	⑥固定的経費割合上位10%	⑦固定的経費割合上位20%
1級地-1	1.13	1.16	1.13	1.16	1.17	1.11	1.16
1級地-2	1.08	1.09	1.08	1.10	1.10	1.07	1.09
2級地-1	1.05	1.06	1.05	1.06	1.06	1.04	1.06
2級地-2	1.03	1.02	1.02	1.03	1.03	1.03	1.03
3級地-1	1.01	1.01	1.01	1.00	1.01	1.01	1.01
3級地-2	0.97	0.97	0.97	0.97	0.97	0.98	0.97
合計	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00

3 「市町村別1人当たり生活扶助相当支出」を推計する回帰式に関する検討

(5) 各市町村の1人当たり生活扶助相当支出の理論値の算出（算出結果2）

- モデルBとモデルFについて、一般世帯全体と決定係数の高いエンゲル係数上位20%の世帯を被説明変数とする場合における各市町村の1人当たり生活扶助相当支出額の理論値が、当該市町村の属する級地よりも上の区分（下の区分）の級地の理論値の平均値を上回る（又は下回る）市町村数については、下表のとおりである。
 - ここでモデルBとFを比較すると、一般世帯全体とエンゲル係数上位20%の世帯のいずれにおいても、モデルBの方が当該市町村の属する級地よりも上の区分（下の区分）の級地の理論値の平均値を上回る（又は下回る）市町村数は少なくなっており、モデルBの方が現行の級地区分との乖離が少ない結果となっている。
- （※）なお、どちらのモデルにおいても、一般世帯全体の場合とエンゲル係数上位20%の世帯の場合を比較しても大きな違いは見られない。

図表 各市町村の1人当たり生活扶助相当支出額の理論値が当該市町村の属する級地よりも上の区分（下の区分）の級地の理論値の平均値を上回る（又は下回る）市町村数
 （モデルB 上：①一般世帯全体の場合・下：⑤エンゲル係数上位20%の世帯の場合） （モデルF 上：①一般世帯全体の場合・下：⑤エンゲル係数上位20%の世帯の場合）

現行級地	モデルBによる 1人当たり生活扶 助相当支出の理 論値 (①一般世帯全 体)	データのある 市町村数	[3]	[2]	[1]	1つ下の級地の平 均～1つ上の級地 の平均の間にある 市町村数	<1>	<2>	<3>
			3つ下の級地の平 均を下回る市町 村数	2つ下の級地の平 均を下回る市町 村数 ([3]を除く)	1つ下の級地の平 均を下回る市町 村数 ([2][3]を除く)	1つ下の級地の平 均～1つ上の級地 の平均の間にある 市町村数	1つ上の級地の平 均を上回る市町 村数 (<2><3>を除 く)	2つ上の級地の平 均を上回る市町 村数 (<3>を除く)	3つ上の級地の平 均を上回る市町 村数
全国	75,287円	1,720	0	19	123	1,221	220	104	33
1級地-1	87,637円	58	0	8	6	44	—	—	—
1級地-2	82,913円	49	0	3	13	30	3	—	—
2級地-1	80,736円	121	0	6	3	89	23	0	—
2級地-2	77,330円	79	—	2	24	46	6	1	0
3級地-1	76,254円	557	—	—	77	284	141	36	19
3級地-2	72,425円	856	—	—	—	728	47	67	14

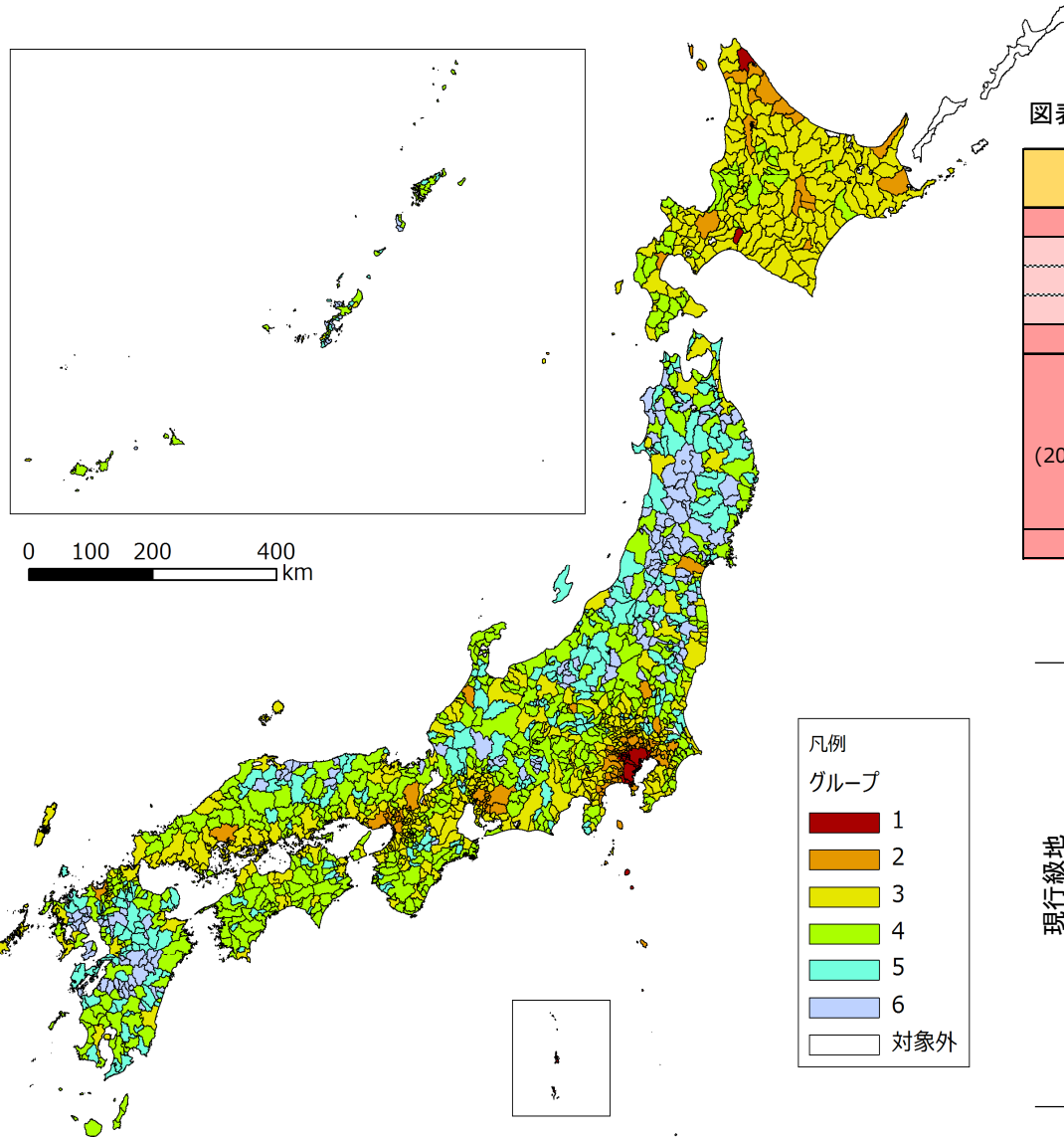
現行級地	モデルFによる 1人当たり生活扶 助相当支出の理 論値 (①一般世帯全 体)	データのある 市町村数	[3]	[2]	[1]	1つ下の級地の平 均～1つ上の級地 の平均の間にある 市町村数	<1>	<2>	<3>
			3つ下の級地の平 均を下回る市町 村数	2つ下の級地の平 均を下回る市町 村数 ([3]を除く)	1つ下の級地の平 均を下回る市町 村数 ([2][3]を除く)	1つ下の級地の平 均～1つ上の級地 の平均の間にある 市町村数	1つ上の級地の平 均を上回る市町 村数 (<2><3>を除 く)	2つ上の級地の平 均を上回る市町 村数 (<3>を除く)	3つ上の級地の平 均を上回る市町 村数
全国	77,395円	1,720	11	42	190	1,030	238	138	71
1級地-1	87,741円	58	1	8	0	49	—	—	—
1級地-2	83,644円	49	4	2	14	21	8	—	—
2級地-1	81,231円	121	6	23	20	41	27	4	—
2級地-2	79,683円	79	—	9	13	25	24	8	0
3級地-1	77,884円	557	—	—	143	231	85	49	49
3級地-2	75,264円	856	—	—	—	663	94	77	22

現行級地	モデルBによる 1人当たり生活扶 助相当支出の理 論値 (⑤エンゲル係数 上位20%の世 帯)	データのある 市町村数	[3]	[2]	[1]	1つ下の級地の平 均～1つ上の級地 の平均の間にある 市町村数	<1>	<2>	<3>
			3つ下の級地の平 均を下回る市町 村数	2つ下の級地の平 均を下回る市町 村数 ([3]を除く)	1つ下の級地の平 均を下回る市町 村数 ([2][3]を除く)	1つ下の級地の平 均～1つ上の級地 の平均の間にある 市町村数	1つ上の級地の平 均を上回る市町 村数 (<2><3>を除 く)	2つ上の級地の平 均を上回る市町 村数 (<3>を除く)	3つ上の級地の平 均を上回る市町 村数
全国	56,285円	1,720	1	19	123	1,236	208	104	29
1級地-1	68,592円	58	0	9	5	44	—	—	—
1級地-2	63,835円	49	1	2	14	29	3	—	—
2級地-1	61,647円	121	0	7	6	78	30	0	—
2級地-2	58,194円	79	—	1	27	42	6	3	0
3級地-1	57,310円	557	—	—	71	284	143	44	15
3級地-2	53,417円	856	—	—	—	759	26	57	14

現行級地	モデルFによる 1人当たり生活扶 助相当支出の理 論値 (⑤エンゲル係数 上位20%の世 帯)	データのある 市町村数	[3]	[2]	[1]	1つ下の級地の平 均～1つ上の級地 の平均の間にある 市町村数	<1>	<2>	<3>
			3つ下の級地の平 均を下回る市町 村数	2つ下の級地の平 均を下回る市町 村数 ([3]を除く)	1つ下の級地の平 均を下回る市町 村数 ([2][3]を除く)	1つ下の級地の平 均～1つ上の級地 の平均の間にある 市町村数	1つ上の級地の平 均を上回る市町 村数 (<2><3>を除 く)	2つ上の級地の平 均を上回る市町 村数 (<3>を除く)	3つ上の級地の平 均を上回る市町 村数
全国	58,148円	1,720	13	43	197	995	241	120	111
1級地-1	67,888円	58	1	8	0	49	—	—	—
1級地-2	64,019円	49	3	3	13	22	8	—	—
2級地-1	61,658円	121	9	19	19	36	34	4	—
2級地-2	60,099円	79	—	13	6	27	25	8	0
3級地-1	58,501円	557	—	—	159	211	77	59	51
3級地-2	56,246円	856	—	—	—	650	97	49	60

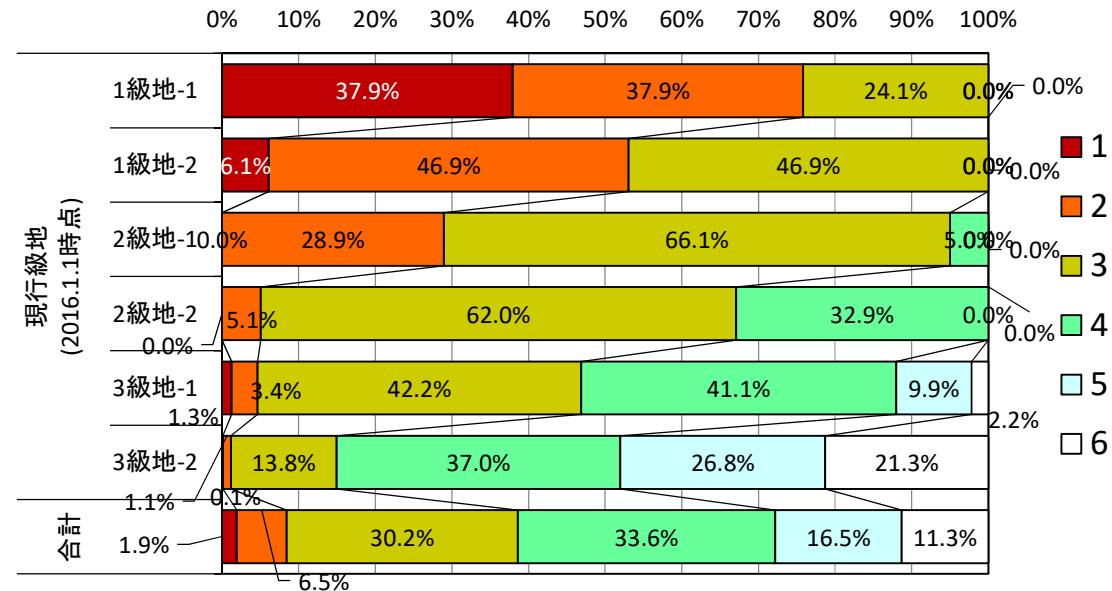
3 「市町村別1人当たり生活扶助相当支出」を推計する回帰式に関する検討

図 モデルBの理論値による区分の分布 (①一般世帯全体)



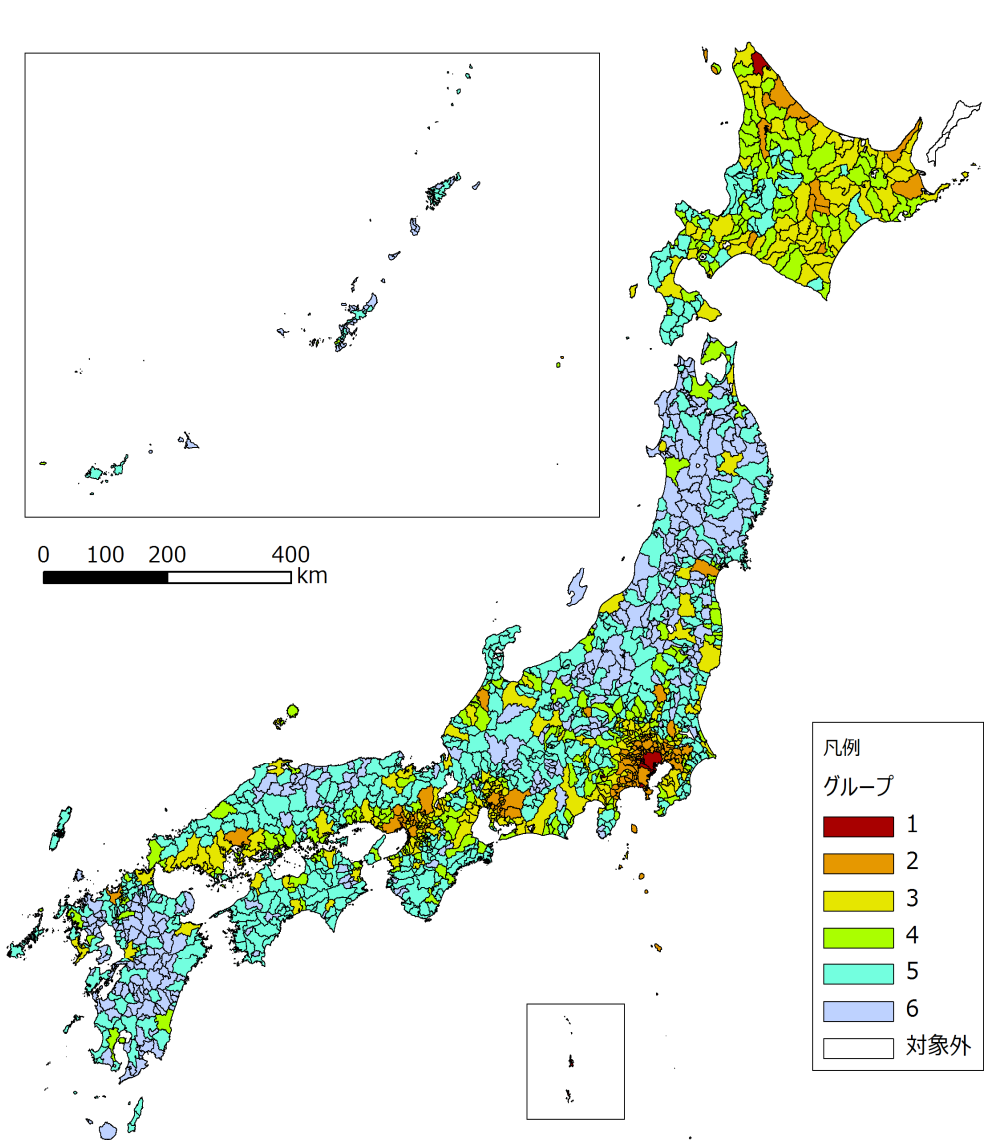
図表 モデルBの理論値による区分と現行級地 (①一般世帯全体)

	理論値による区分						合計
	1	2	3	4	5	6	
1人当たり生活扶助相当支出の理論値 (円)							
最大額	106,833	88,672	82,171	76,230	72,106	69,368	106,833
平均額	93,943	84,583	78,675	74,125	70,807	67,700	75,287
最小額	89,077	82,303	76,260	72,138	69,393	63,017	63,017
含まれる市町村数							
現行級地 (2016.1.1時点)	1級地-1	22	22	14	0	0	58
	1級地-2	3	23	23	0	0	49
	2級地-1	0	35	80	6	0	121
	2級地-2	0	4	49	26	0	79
	3級地-1	7	19	235	229	55	557
	3級地-2	1	9	118	317	229	856
合計	33	112	519	578	284	194	1720



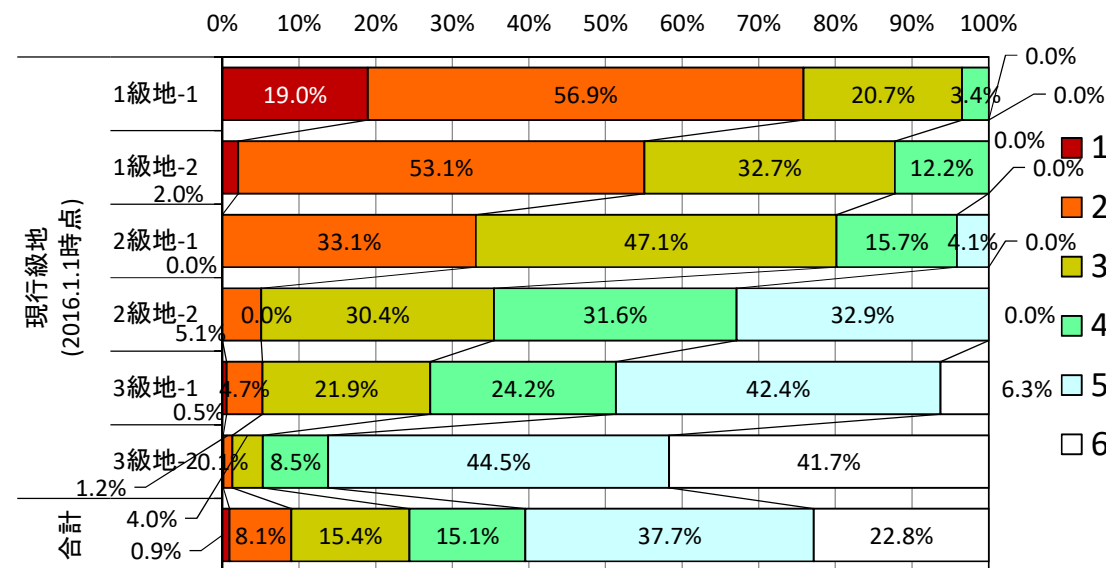
3 「市町村別1人当たり生活扶助相当支出」を推計する回帰式に関する検討

図 モデルBの理論値による区分の分布 (⑤エンゲル係数上位20%)



図表 モデルBの理論値による区分と現行級地 (⑤エンゲル係数上位20%)

	理論値による区分						合計	
	1	2	3	4	5	6		
1人当たり生活扶助相当支出の理論値 (円)								
最大額	89,060	73,157	62,873	59,083	56,790	52,331	89,060	
平均額	79,063	66,077	60,729	57,963	54,629	50,501	56,285	
最小額	74,151	63,031	59,119	56,833	52,348	45,368	45,368	
含まれる市町村数								
現行級地 (2016.1.1時点)	1級地-1	11	33	12	2	0	0	58
	1級地-2	1	26	16	6	0	0	49
	2級地-1	0	40	57	19	5	0	121
	2級地-2	0	4	24	25	26	0	79
	3級地-1	3	26	122	135	236	35	557
	3級地-2	1	10	34	73	381	357	856
合計	16	139	265	260	648	392	1720	



3 「市町村別1人当たり生活扶助相当支出」を推計する回帰式に関する検討

(5) 各市町村の1人当たり生活扶助相当支出の理論値の算出（算出結果4）

- 次に、モデルBとモデルFによる理論値による階層区分と現行の級地区分との関係を見ると、
 - ・ 一般世帯全体の場合では、1級地と2級地ではモデルBの理論値による階層区分の方が、現行の級地区分との乖離は少ないという結果になっているが、3級地はモデルFの理論値による階層区分の方が、現行級地区分との乖離は少ない結果となっている。ただし、モデルFでは、第1区分に分類されるのが東京23区のみである点に留意する必要がある。
 - ・ 一方、決定係数の高いエンゲル係数上位20%の世帯の場合では、モデルBの理論値による階層区分の方が、現行級地区分との乖離は少ない結果となっており、さらに3級地については一般世帯全体を被説明変数としたモデルFの理論値による階層区分よりも乖離が少なくなっている。

図表 モデルBの理論値による階層区分と現行級地区分との差（①一般世帯全体）

現行級地	現行 (2016.1.1 時点)の市 町村数	[3]	[2]	[1]	区分が変わらない 市町村数	<1>	<2>	<3>
		3階級以上、区分 が下がる市町村 数	2階級、区分が下 がる市町村数	1階級、区分が下 がる市町村数		1階級、区分が上 がる市町村数	2階級、区分が上 がる市町村数	3階級以上、区分 が上がる市町村 数
1級地-1	58	0	14	22	22	—	—	—
1級地-2	49	0	0	23	23	3	—	—
2級地-1	121	0	0	6	80	35	0	—
2級地-2	79	—	0	0	26	49	4	0
3級地-1	557	—	—	12	55	229	235	26
3級地-2	856	—	—	—	182	229	317	128
全国	1,720	0	14	63	388	545	556	154

図表 モデルBの理論値による階層区分と現行級地区分との差（⑤エンゲル係数上位20%）

現行級地	現行 (2016.1.1 時点)の市 町村数	[3]	[2]	[1]	区分が変わらない 市町村数	<1>	<2>	<3>
		3階級以上、区分 が下がる市町村 数	2階級、区分が下 がる市町村数	1階級、区分が下 がる市町村数		1階級、区分が上 がる市町村数	2階級、区分が上 がる市町村数	3階級以上、区分 が上がる市町村 数
1級地-1	58	2	12	33	11	—	—	—
1級地-2	49	0	6	16	26	1	—	—
2級地-1	121	0	5	19	57	40	0	—
2級地-2	79	—	0	26	25	24	4	0
3級地-1	557	—	—	35	236	135	122	29
3級地-2	856	—	—	—	357	381	73	45
全国	1,720	2	23	129	712	581	199	74

図表 モデルFの理論値による階層区分と現行級地区分との差（①一般世帯全体）

現行級地	現行 (2016.1.1 時点)の市 町村数	[3]	[2]	[1]	区分が変わらない 市町村数	<1>	<2>	<3>
		3階級以上、区分 が下がる市町村 数	2階級、区分が下 がる市町村数	1階級、区分が下 がる市町村数		1階級、区分が上 がる市町村数	2階級、区分が上 がる市町村数	3階級以上、区分 が上がる市町村 数
1級地-1	58	9	4	44	1	—	—	—
1級地-2	49	3	13	12	21	0	—	—
2級地-1	121	3	19	38	32	29	0	—
2級地-2	79	—	6	11	24	30	8	0
3級地-1	557	—	—	94	170	171	77	45
3級地-2	856	—	—	—	317	281	227	31
全国	1,720	15	42	199	565	511	312	76

図表 モデルFの理論値による階層区分と現行級地区分との差（⑤エンゲル係数上位20%）

現行級地	現行 (2016.1.1 時点)の市 町村数	[3]	[2]	[1]	区分が変わらない 市町村数	<1>	<2>	<3>
		3階級以上、区分 が下がる市町村 数	2階級、区分が下 がる市町村数	1階級、区分が下 がる市町村数		1階級、区分が上 がる市町村数	2階級、区分が上 がる市町村数	3階級以上、区分 が上がる市町村 数
1級地-1	58	0	9	48	1	—	—	—
1級地-2	49	0	5	18	26	0	—	—
2級地-1	121	3	10	26	39	43	0	—
2級地-2	79	—	7	10	16	34	12	0
3級地-1	557	—	—	103	122	118	156	58
3級地-2	856	—	—	—	331	210	179	136
全国	1,720	3	31	205	535	405	347	194

4 地域のグルーピング手法に関する検討

グルーピングの趣旨とその結果（P40~42）

- 各市町村別の消費支出の理論値を回帰式によって求める手法とは異なるものとして、消費支出以外の様々な属性データによって立地条件や属性が類似している市町村をグルーピングし、「……のような立地条件を有する市町村のグループ」を級地区分として用いる手法として、都市化度合いや地形条件、人口・世帯構成等の市区町村の属性データを投入したクラスター分析を行い、全国の市区町村をグルーピングすることを試みた。
- グルーピングされた各グループの消費支出の傾向（P44）
 - ・ 都市的な地域からなるグループにおいて、収入・支出ともに金額が大きくなる傾向【全世帯の傾向と同じ（P17~18）】
 - ・ エンゲル係数をみると、都市的な地域からなるグループは、それ以外のグループと比べてやや高く、一方で、固定的経費割合をみると、大きな差は見られない【全世帯の傾向と同じ（P17~18）】
 - ・ 都市的な地域からなるグループは、その他のグループと比べて、住居、教育、被服及び履物、食料、教養娯楽の支出が多く、一方で、光熱・水道、交通通信、家具・家事用品の支出は少ない【全世帯の傾向と同じ（P20）】
- このように、消費支出を直接使用しないグルーピングであっても、グルーピングされた各グループの消費支出の傾向としては、今回の人口規模別の分析と同様の傾向が見られた。

5 今後の検討課題

今後の検討課題

- 級地における地域差を考慮するにあたり、一般世帯全体の中で捉えるのか、一般低所得世帯の中で捉えるのかという点について改めて検討する必要がある。
- 級地区分を設定するにあたり、厚生水準（今回の調査研究ではエンゲル係数と固定的経費割合に着目）を勘案すべきか否かについても検討する必要がある。
- 今回実施した回帰分析によるモデルから算出される理論値による区分と現行の級地区分との間にどの程度の市町村で乖離が生じるのか、また、そのことによってどのような影響が生じるのかという点も検証する必要がある。
- 級地設定の際には、最低生活に必要な費用の分布パターンとかけ離れた形で、理論値の大きい（小さい）市町村が生じていないか検証する必要がある。
- 全国の市町村を区分するための方法について、その考え方及び手法について検討する必要がある。
その際、級地の指定の見直しによる影響を踏まえて、現行の3級地6区分制を前提としつつグループ分けを行うのか、その他の方法を検討するのかという点についても検討が必要である。

4 地域のグルーピング手法に関する検討

(2) グルーピングの結果（分析結果1）

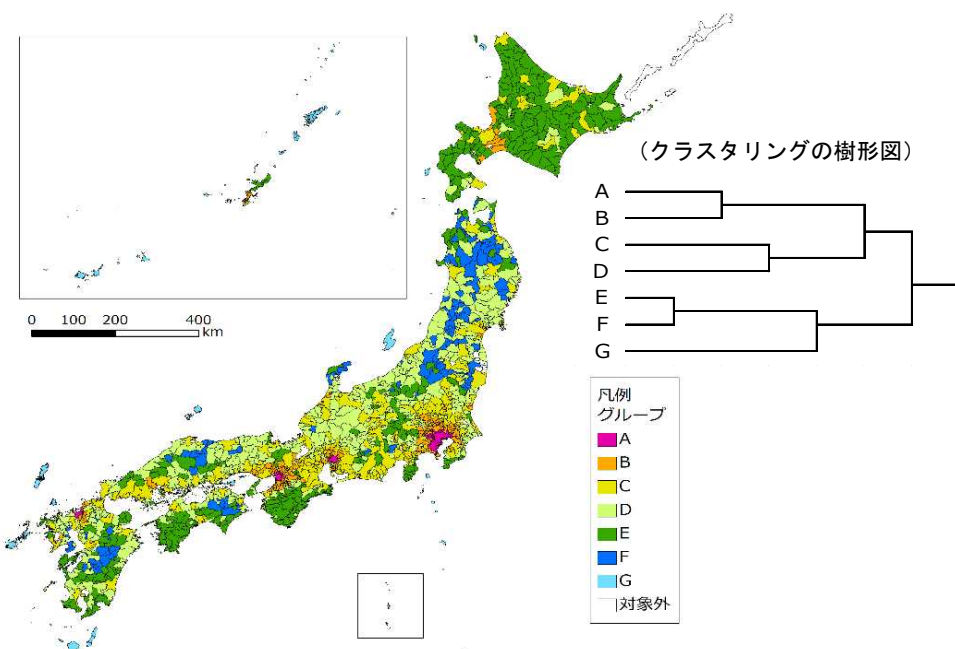
- グルーピングの結果、人口密度や人口集中地区割合の高いグループや低いグループ、離島市町村などからそれぞれ構成される7つのグループに分けられた。

(※) 平成29年度の調査研究では、東京23区をそれぞれ別の自治体としてグルーピングを行ったのに対して、今回の調査研究では東京23区を一つの自治体とした上でグルーピングを行った。

- グループAは、東京・大阪・名古屋・福岡等の大都市とその周辺の自治体、グループBは、グループAの外縁や札幌・仙台等の地方中枢都市の周辺の自治体、グループEは、北海道や近畿・四国の中山間地域等のように、同一のグループが特定の地域に集中する傾向がみられた。

- クラスタ分析に基づいて設定したA～Gの7つのグループについて、各属性データの平均値を見ると、人口密度、人口集中地区人口割合、可住地面積割合及び1人当たり課税対象所得額については、 $A > B > C > D > E \cdot F$ という順になっている。一方、高齢人口割合や1次産業の就業者割合、業種・家族従業者の割合は、 $A < B < C < D < E \cdot F$ という順になっている（全域が離島の自治体であるGを除く）。

図 7つのグループに分けた場合の各グループの分布



図表 各グループに含まれる市町村数、全国消費実態調査の個票データ

		クラスタ分析による7グループ							合計
		A	B	C	D	E	F	G	
現 行 級 地	1級地-1	30	25	3	0	0	0	0	58
	1級地-2	11	26	11	1	0	0	0	49
	2級地-1	4	53	59	2	3	0	0	121
	2級地-2	0	36	30	11	2	0	0	79
	3級地-1	1	92	137	211	93	7	16	557
	3級地-2	0	14	68	297	295	126	47	847
合計市町村数		46	246	308	522	393	133	63	1,711
うち、全国消費実態調査の個票データあり		46	195	247	325	128	46	16	1,003
全国消費実態調査の一般世帯の個票データ数		6,543	12,190	21,635	10,751	3,423	1,136	378	56,056

4 地域のグルーピング手法に関する検討

図表 各グループの属性データの平均値

グループ	主な地域	人口分布		地形条件		人口構成		世帯構成		就労状況					所得状況
		人口集中地区人口割合	人口密度(人/km2)	可住地面積割合	全域離島ダミー	年少人口割合	高齢人口割合	一般世帯に占める単身世帯の割合	一般世帯に占める核家族世帯の割合	昼夜間人口比率	1次産業の就業者割合	2次産業の就業者割合	就業者に占める業主・家族従業員の割合	雇用に占める正規雇用の割合	納税義務者1人当たり課税対象所得額(千円)
A	大都市	98.4%	9011.2	97.6%	0.000	12.6%	23.1%	39.9%	54.2%	92.2%	0.6%	20.3%	9.5%	64.3%	3,645.3
B	大都市近郊	75.3%	2654.1	78.2%	0.000	13.9%	25.4%	26.2%	64.8%	89.1%	1.9%	25.8%	10.3%	63.2%	3,216.6
C	地方都市	43.6%	796.6	60.4%	0.000	13.4%	26.7%	29.6%	57.1%	102.1%	4.4%	31.2%	12.4%	65.6%	2,979.8
D	平地農村	13.7%	256.3	43.5%	0.000	11.8%	32.4%	24.2%	56.3%	94.1%	9.5%	29.3%	17.9%	65.9%	2,629.4
E	過疎地1	4.7%	64.1	26.0%	0.000	10.0%	38.7%	32.7%	54.3%	98.8%	21.6%	19.1%	26.8%	63.1%	2,575.8
F	過疎地2	0.3%	67.4	29.5%	0.000	10.4%	38.0%	22.8%	48.4%	92.7%	21.7%	27.0%	27.2%	70.1%	2,359.4
G	離島	3.1%	107.6	40.8%	1.000	13.2%	31.9%	41.8%	50.6%	101.9%	17.5%	17.7%	27.5%	63.4%	2,652.6
全市町村平均(*1)		26.7%	869.4	47.8%	0.037	12.0%	32.0%	28.4%	56.3%	96.0%	11.3%	25.9%	18.7%	65.0%	2,771.8
全国平均(*2)		68.4%	341.8	32.8%	—	12.6%	26.6%	34.5%	55.8%	100.0%	4.0%	25.0%	12.4%	65.1%	3,287.9

*1…各市町村ごとに値を出した上で、全市町村（福島原発の避難地域としてクラスター分析の対象外とした8市町村除く）を合計し、市町村数で除した平均値。

*2…全国（福島原発の避難地域としてクラスター分析の対象外とした8市町村除く）の合計値を全国（左記市町村除く）の合計値で除した平均値。

図表 各グループの属性データの平均値（平均0、標準偏差1となるよう標準化した値）

グループ	主な地域	人口分布		地形条件		人口構成		世帯構成		就労状況					所得状況
		人口集中地区人口割合	人口密度	可住地面積割合	全域離島ダミー	年少人口割合	高齢人口割合	一般世帯に占める単身世帯の割合	一般世帯に占める核家族世帯の割合	昼夜間人口比率	1次産業の就業者割合	2次産業の就業者割合	就業者に占める業主・家族従業員の割合	雇用に占める正規雇用の割合	納税義務者1人当たり課税対象所得額
A	大都市	2.125	4.477	1.695	-0.196	0.251	-1.263	1.512	-0.328	-0.332	-1.030	-0.687	-1.104	-0.179	2.051
B	大都市近郊	1.439	0.981	1.033	-0.196	0.831	-0.929	-0.286	1.307	-0.599	-0.911	-0.017	-1.010	-0.443	1.044
C	地方都市	0.501	-0.040	0.430	-0.196	0.601	-0.755	0.157	0.122	0.530	-0.661	0.643	-0.753	0.146	0.489
D	平地農村	-0.385	-0.337	-0.145	-0.196	-0.058	0.056	-0.545	0.001	-0.170	-0.170	0.408	-0.100	0.220	-0.334
E	過疎地1	-0.653	-0.443	-0.742	-0.196	-0.813	0.958	0.570	-0.319	0.239	0.996	-0.836	0.971	-0.459	-0.460
F	過疎地2	-0.785	-0.441	-0.621	-0.196	-0.639	0.857	-0.735	-1.229	-0.288	1.011	0.127	1.017	1.223	-0.968
G	離島	-0.701	-0.419	-0.238	5.115	0.531	-0.006	1.761	-0.884	0.511	0.604	-1.011	1.055	-0.393	-0.280

4 地域のグルーピング手法に関する検討

(2) グルーピングの結果（分析結果2）

- クラスタ分析に基づいて設定したA～Gの7つのグループについて、各グループの消費支出等の平均値を見ると、等価年収、生活扶助相当支出額及び消費支出合計は、いずれもA>B>C>D・E・F・Gの順で並んでおり、主として都市的な地域からなるグループにおいて、収入・支出ともに金額が大きくなる傾向がみられる。
- 10大費目別の消費支出額をみると、主として都市的な地域からなるグループ（A・B）は、その他のグループと比べて、住居、教育、被服及び履物、食料、教養娯楽などの支出が多く、一方で、光熱・水道、交通・通信、家具・家事用品などの支出は少なくなっている。
- また、エンゲル係数をみると、主として都市的な地域からなるグループ（A・B）は、それ以外のグループと比べてやや高くなっている。一方、固定的経費割合をみると、全域が離島の市町村からなるグループG（※）において特に高くなっているが、それ以外のグループでは大きな差は見られない。

（※）なお、グループGの1人あたり生活扶助相当支出は、グループD（主に平地農村）並みの消費支出額となった。サンプル世帯数が少ないことに留意する必要があるが、離島における生活にかかる一定のコスト（物流のコストに伴う物価高など）の存在が影響している可能性がある。

図表 各グループの消費支出等の平均値（一般世帯全体の集計結果、各グループの市町村の平均）（上段：実額、下段：全国=100.0）

グループ	データのある市町村数	等価年収(万円)	消費支出合計(等価)	十大費目別(等価)										生活扶助相当支出		エンゲル係数	固定的経費割合
				食料	住居	光熱・水道	家具・家事用品	被服及び履物	保健医療	交通通信	教育	教養娯楽	その他の消費支出	等価	1人当たり		
全国	1,003	338	164,675	39,186	15,497	12,634	6,114	6,175	7,196	26,396	3,923	16,402	35,437	127,682	76,711	24.2	40.8
A	46	379	180,771	45,070	23,114	11,013	5,377	8,201	7,837	25,464	5,910	20,109	33,886	137,165	87,037	25.3	41.6
B	195	354	172,618	41,801	19,052	11,979	6,038	7,217	7,596	25,684	6,206	18,874	33,315	132,218	79,495	24.6	40.4
C	247	346	169,513	40,312	15,754	12,551	6,255	6,480	7,236	26,681	4,068	17,738	36,675	131,828	79,731	24.3	40.4
D	325	330	160,946	38,055	13,422	13,018	6,161	5,806	7,147	26,385	3,192	15,365	36,340	125,884	74,101	24.1	40.6
E	128	310	151,626	35,517	14,158	12,928	6,019	4,988	6,799	26,318	2,104	13,263	33,406	116,928	72,630	24.0	41.8
F	46	326	158,216	36,011	10,838	14,227	6,360	4,747	6,720	29,324	2,532	12,724	38,705	122,109	68,413	23.5	41.0
G	16	319	145,619	34,475	12,570	11,835	6,062	4,071	5,405	25,772	1,558	11,781	35,184	119,718	75,992	23.9	44.7
グループ		等価年収(万円)	消費支出合計(等価)	十大費目別(等価)										生活扶助相当支出		エンゲル係数	固定的経費割合
全国		100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
A		112.1	109.8	115.0	149.1	87.2	87.9	132.8	108.9	96.5	150.6	122.6	95.6	107.4	113.5	104.4	102.0
B		104.7	104.8	106.7	122.9	94.8	98.8	116.9	105.6	97.3	158.2	115.1	94.0	103.6	103.6	101.3	98.9
C		102.4	102.9	102.9	101.7	99.3	102.3	104.9	100.6	101.1	103.7	108.1	103.5	103.2	103.9	100.1	99.0
D		97.6	97.7	97.1	86.6	103.0	100.8	94.0	99.3	100.0	81.4	93.7	102.5	98.6	96.6	99.4	99.6
E		91.7	92.1	90.6	91.4	102.3	98.5	80.8	94.5	99.7	53.6	80.9	94.3	91.6	94.7	98.9	102.5
F		96.5	96.1	91.9	69.9	112.6	104.0	76.9	93.4	111.1	64.5	77.6	109.2	95.6	89.2	97.0	100.5
G		94.5	88.4	88.0	81.1	93.7	99.2	65.9	75.1	97.6	39.7	71.8	99.3	93.8	99.1	98.4	109.6

消費水準の地域差と関連があるデータの収集

1 消費水準を予測する上で有用なデータ項目

○ 各データ項目を用いて消費水準の予測値を推計するにあたり、どの項目が消費との関連が高いかについての基礎資料を得ることを目的として、都道府県単位データを用いて、各データ項目と消費支出との相関係数(r)（※1）を算出し、さらに、相関係数を2乗し、決定係数(R^2 値)（※2）を算出した。

なお、消費支出の値は、「平成26年全国消費実態調査」の都道府県別、総世帯平均値を用い、また、消費支出の合計だけでなく、消費支出から家賃地代を除いたものや、10大費目別の状況についても検証を行った。

○ その結果、都道府県別の「消費支出」を予測する上で有用なデータ項目として、決定係数(R^2 値)が0.4以上であるデータ項目を消費支出と関連性の高いものと仮定した場合、以下の結果が得られた。

・ 「消費支出（合計）」と関連の高いデータ項目

年間収入（千円）、納税義務者数割合、一般世帯に占める女親と子供から成る世帯割合、貯蓄現在高（千円）、2次産業の就業者割合、一般世帯に占める65歳以上の高齢単身者世帯割合

・ 「消費支出（合計）から家賃地代を除く」と関連の高いデータ項目

年間収入（千円）、納税義務者数割合、一般世帯に占める女親と子供から成る世帯割合、貯蓄現在高（千円）、2次産業の就業者割合、公営の借家数(人口10万対)

【消費支出と関連性の強いデータ項目】 ※ 決定係数 (R^2 値) が0.4以上の項目

消費支出（合計）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 年間収入（千円） ・ 納税義務者数割合 ・ 一般世帯に占める女親と子供から成る世帯割合 ・ 貯蓄現在高（千円） ・ 2次産業の就業者割合 ・ 一般世帯に占める65歳以上の高齢単身者世帯割合
消費支出（合計）から家賃地代を除く	<ul style="list-style-type: none"> ・ 年間収入（千円） ・ 納税義務者数割合 ・ 一般世帯に占める女親と子供から成る世帯割合 ・ 貯蓄現在高（千円） ・ 2次産業の就業者割合 ・ 公営の借家数(人口10万対)

※1 相関係数 (r) は、2つの変数の関係性を表す指標であり、-1から1までの値をとる。正の相関と負の相関があり、値の絶対値がその相関の強さを表す。

※2 決定係数 (R^2 値) は、回帰モデルによって実データ（消費支出額）をどれくらい説明できているか（回帰分析の精度）を表す指標であり、1に近いほど説明力が高い。

【参考】平成29年度 級地制度に関する調査研究（概要抜粋）

消費水準の地域差と関連があるデータの収集（続き）

2 データ項目間の相関分析

- 消費水準の地域差に影響を及ぼすと考えられ、公表されている統計において都道府県別に把握できる104のデータ項目について、比較的独立性の高いデータ項目を選定するために、相関行例を作成し、データ項目間の関連性を確認した。その結果、カテゴリ別に他のデータ項目と相関している項目数（相関係数の絶対値が0.4以上と仮定）が少ない項目（50項目以下と仮定）として、以下の53のデータ項目が抽出された。

カテゴリ	データ項目	他のデータ項目と相関している項目数
■人口、世帯属性	一般世帯に占める男親と子供から成る世帯割合	3
	一般世帯に占める核家族世帯割合	6
	一般世帯に占める夫婦のみの世帯割合	9
	15歳未満人口割合	11
	昼夜間人口比率	14
	一般世帯に占める夫婦と子供から成る世帯割合	22
	離婚率(人口千対)	23
	一般世帯に占める65歳以上の高齢単身者世帯割合	25
	一般世帯に占める女親と子供から成る世帯割合	26
	他都道府県への転出者数割合	28
	一般世帯に占める高齢夫婦世帯割合 (夫65歳以上妻60歳以上の夫婦1組のみの一般世帯)	38
	平均世帯人員数	49
	■就業状況	雇用に占める正規雇用の割合
管理的職業従事者+専門的・技術的職業従事者数割合		48
ごみのリサイクル率(直接資源化量+中間処理後再生利用量+集団回収量)/(ごみ処理量+集団回収量)*100		1
■地域環境	主要道路舗装率	2
	幼稚園定員数(人口10万対)	6
	一般診療所数 人口10万対	8
	可住地面積	11
	総面積(北方地域及び竹島を除く)	12
	医師数 人口10万対	12
	道路実延長	22
	児童福祉施設数,(人口10万対)	23
	病院数 人口10万対	36
	刑法犯認知件数	44
	保育所定員数(人口10万対)	47
	都市公園面積	48
	非水洗化率	49

カテゴリ	データ項目	他のデータ項目と相関している項目数	
■住居の状況	1人当たり借家住宅の量数(量)	7	
	公営の借家数(人口10万対)	20	
■所得・課税の状況	年間収入(千円)	21	
	納税義務者数割合	43	
■地域経済の状況	農林漁業従業者数	10	
	農林漁業事業所数	10	
	鉱業事業所数	10	
	農業産出額	11	
	2次産業の就業者割合	23	
	完全失業率	23	
	鉱業従業者数	32	
	■物価の状況	物価指数(家具・家事用品)	1
		物価指数(被服及び履物)	1
		物価指数(保健医療)	1
物価指数(食料物価指数)		3	
物価指数(諸雑費)		5	
物価指数(光熱・水道)		19	
物価指数(家賃を除く総合物価指数)		25	
物価指数(教育)		26	
物価指数(総合)		38	
物価指数(持家の帰属家賃を除く総合)		43	
物価指数(交通・通信)	44		
■貯蓄の状況	貯蓄現在高(千円)	17	
■その他	第一号被保険者要介護認定率	22	
	一人当たり国民医療費(千円)	30	

【参考】平成29年度 級地制度に関する調査研究（概要抜粋）

消費水準の地域差と関連があるデータの収集（続き）

2 データ項目間の相関分析（続き）

○ また、これらの53項目の中から、類似性の高いデータ項目を整理し、消費水準の地域差を推計する際に使用すべき項目を選定することを目的として、主成分分析（※1・2）を行い、データ項目間の相互関係を分析したところ、固有値が1以上の主成分は、12の主成分にまとめられた。

第1グループ	<ul style="list-style-type: none"> 一人当たり国民医療費(千円) 年間収入(千円) 納税義務者数割合 病院数人口(10万人対) 一般世帯に占める65歳以上の高齢単身者世帯割合 第一号被保険者要介護認定率 物価指数(光熱・水道) 非水洗化率 公営の借家数(人口10万対) 	<ul style="list-style-type: none"> 一般世帯に占める女親と子供から成る世帯割合 一般世帯に占める夫婦と子供から成る世帯割合 貯蓄現在高(千円) 児童福祉施設数(人口10万対) 物価指数(総合) 医師数(人口10万対) 2次産業の就業者割合
第2グループ	<ul style="list-style-type: none"> 可住地面積 道路実延長 農林漁業事業所数 農林漁業従事者数 都市公園面積 	<ul style="list-style-type: none"> 鉱業事業所数 総面積(北方地域及び竹島を除く) 農業産出額 農業従事者数 一般診療所数(人口10万対)
第3グループ	<ul style="list-style-type: none"> 公営の借家数(人口10万対) 医師人口10万対 平均世帯人員数 管理的職業従事者+専門的・技術的職業従事者数割合 他都道府県への転出者数割合 2次産業の就業者割合 物価指数(持家の帰属家賃を除く総合) 	<ul style="list-style-type: none"> 保育所定員数(人口10万対) 物価指数(交通・通信) 物価指数(教育) 完全失業率 離婚率(人口千人対) 雇用に占める正規雇用の割合 物価指数(家賃を除く総合物価指数)
第4グループ	<ul style="list-style-type: none"> 納税義務者割合 一般世帯に占める女親と子供から成る世帯割合 一般世帯に占める夫婦と子供から成る世帯割合 貯蓄現在高(千円) 離婚率(人口千人対) 15歳未満人口割合 	<ul style="list-style-type: none"> 一般世帯に占める男親と子供から成る世帯割合 雇用に占める正規雇用割合の割合 物価指数(家賃を除く総合物価指数) 物価指数(諸雑費) 一般世帯に占める核家族世帯割合

第5グループ	<ul style="list-style-type: none"> 現在貯蓄残高(千円) 一般世帯に占める高齢夫婦世帯割合(夫65歳以上妻60歳以上の夫婦1組のみの一般世帯) 一般世帯に占める夫婦のみの世帯割合 一般世帯に占める核家族世帯割合 幼稚園定員数(人口10万対)
第6グループ	<ul style="list-style-type: none"> 物価指数(家賃を除く総合物価指数) 昼夜間人口比率 主要道路舗装率
第7グループ	<ul style="list-style-type: none"> 物価指数(保健医療) 物価指数(食料物価指数) ごみのリサイクル率(直接資源化量+中間処理後再生利用量+集団回収量)/(ごみ処理量+集団回収量)*100
第8グループ	<ul style="list-style-type: none"> 物価指数(保健医療) 物価指数(被服及び履物)
第9グループ	<ul style="list-style-type: none"> 児童福祉施設数(人口10万対) 物価指数(総合)
第10グループ	—
第11グループ	<ul style="list-style-type: none"> 物価指数(諸雑費) 物価指数(被服及び履物)
第12グループ	—

※1 主成分分析とは、多くの変数で表されているものをより少ない指標に統計的に要約する手法である（例：身長と体重のデータを用いて肥満度を表すBMIを算出）

※2 主成分分析を行うことにより、統計的にまとめることができるデータ項目をグループ化し、各グループ（主成分）のデータ項目を解釈することで、各グループがどのようなまとまりなのかを把握することが可能となる。